

國學院大學學術情報リポジトリ

国家神道と靖國神社に関する一考察：
神社行政統一の挫折と賀茂百樹の言説をめぐって

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤田, 大誠 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002249

国家神道と靖國神社に関する一考察

——神社行政統一の挫折と賀茂百樹の言説をめぐる——

藤田 大誠

一 はじめに——慰霊・追悼・顕彰研究の「空洞化」——

近年、戦死者に対する慰霊・追悼・顕彰に関する研究は、様々な研究分野から多彩なアプローチによつて行なはれてをり、飛躍的に研究が蓄積されつつある。⁽¹⁾しかし、それらの研究の殆どは、招魂社、靖國神社をはじめとする神式の慰霊・追悼・顕彰を「相対化」する視点からのものであるといへる。⁽²⁾翻つていへば、この研究動向自体は、後述するやうに、現在の時点においても「すでに研究し尽くされた対象」とは到底いへないはずの、「神道的」な慰霊・追悼・顕彰の中心的存在である靖國神社の本格的な検討を避けてゐる点で、正に慰霊・追悼・顕彰研究の「空洞化」現象ともいへるのである。

靖國神社に関する研究は、ともすれば現在まで相当の研究蓄積があるやうに見られがちだが、「靖國神社」の文字を冠した論考の殆どが、所謂「靖國神社問題」に関する理論的・言説的分析であり、数の限られた招魂社や靖國神社に関する歴史的研究にしても、創建期、もしくは占領期——戦後の時期を考察対象としたものが大部分であつて、その

考察時期もかなり偏つてゐることが指摘出来る。⁽³⁾ の中には、公文書など一次史料や周辺の関連史料を積極的に用ゐて精緻に検討された研究もあるが、未だ近現代を通した靖國神社の制度的・思想的全体像を示し得たとはいひ難い状況である。⁽⁴⁾ 昨今の近代神道史、或いは「国家神道」研究の豊富さに比して、「国家神道の重要な支柱」⁽⁵⁾とされてきた靖國神社研究がやや停滞気味であることは、逆にいへば、近代神道史、或いは「国家神道」の文脈ですんなりと捉へられない性質―即ち主に陸海軍省管轄であつたことによる検討史料の性格の差異など―を靖國神社の歴史そのものが有してゐるとはいへないであらうか。

そのやうな研究動向にあつて、近年、例外的に靖國神社の近代史に精力的に取り組んでゐる川村邦光は、「靖國神社のおもに『宗教的』側面を批判的に検討するという立場から、靖國神社がどのようにプロセスを経て成立していったのか、その歴史的展開を近代の神社史のなかに位置づけて分析」した「靖國神社と神社の近代」といふ論考を発表してゐる。⁽⁷⁾

川村は冒頭で、研究視角として「靖國神社の形成プロセスや言説の歴史的な変遷と、靖國神社をめぐる信仰（靖國信仰）の展開とを交差させることによって、靖國神社観（イデオロギー）を明らかにすることができると思っている。」と述べてゐるが、この靖國神社制度の形成史とその担ひ手の言説史、靖國神社信仰の展開史の接点を見据ゑて考察していくといふ方法自体は、靖國神社研究にとつて非常に有効なアプローチの一つであるといへよう。但し、川村は該論文における結論として、「戦争が起こり、数多くの戦死者と遺族が出ないかぎりは見向きもされないというのが、靖國神社の宿命だった。」とし、「靖國信仰」は戦時といふ「非常時」の信仰、「異常事態、危機的状况に應じた、突出した信仰」として捉へられるものとして片付けてしまつてゐるが、川村は、その靖國神社の制度的変遷の検討一つとつても、史料的には殆ど阪本是丸『国家神道形成過程の研究』と山口輝臣『明治国家と宗教』⁽⁸⁾に依拠するのみで、自身

はこれらの先行業績の一部の成果をなぞるに留まつたまま、大きな結論のみを急いでしまつたやうにも思はれる。

未だ本格的になされてゐない近代を通した靖國神社の制度史的研究、つまり法令の整理や公文書をはじめとする基本史料の活用による基礎的研究と、靖國神社祭祀の担ひ手たる宮司をはじめとする神官（神職）、さらには軍人や官僚、政治家、そして一般国民の靖國神社観、「英霊」観に関する思想史的研究との「総合」を行なふには、即ち川村の分析視角を有効に展開するには、現段階の研究状況では個別的研究自体もかなり不足してゐる。大きな結論を出す前に積み重ねるべき考察は余りにも多いといはざるを得ないのである。

そこで本稿では、国家神道と靖國神社との関係について、将来的な制度と思想の二つの観点の交差による総合的検討を見据ゑ、主に大正後半期の神社行政の所管に関する問題から考察するとともに、その際、内閣や議会、陸海軍省、内務省、靖國神社宮司など、靖國神社をめぐる様々な立場の人々の眼差し、とりわけ陸海軍省と靖國神社宮司のそれを具体的な史料から検討することで、靖國神社に関する制度、言説、信仰の展開の一端を跡付ける。またその中でも、特に明治末期から大正期、昭和十年代前半まで靖國神社宮司を務めた賀茂百樹の言説に注目してやや詳細に見ていくことで、従来等閑視されてゐた嫌ひのある、靖國神社祭祀の奉仕者、担ひ手の靖國神社観、「英霊」観を検討したい。

二 国家神道と靖國神社との関係

筆者の所謂「国家神道」に対するアプローチは、おおよそ次の通りである。

まづ、かねてより葦津珍彦や阪本是丸が提起してきたやうに、昭和二十年十二月十五日の所謂「神道指令」による「国家神道」の定義をとりあへず出発点とする見方^⑨、つまり、「日本政府ノ法令ニ依テ宗派神道或ハ教派神道ト區別セ

ラレタル神道ノ一派」かつ「非宗教的ナル国家的祭祀トシテ類別セラレタル神道ノ一派」としての「国家神道」が、明治十五年の神官教導職分離（内務省達乙第七号）による「祭教分離」を経て「神社非宗教論」が確立し、明治三十三年の内務省神社局の新設により神社行政が他の宗教行政から明確に区別されたことを画期として行政上において成立したとする捉へ方を、「必要十分条件」としてではなく、最低限の「必要条件」として考へる（所謂「狭義の国家神道」）。その上で、村上重良『国家神道』¹⁰の問題意識を引き継ぐ形で「明治維新から敗戦までの間、国家が神道的な思想や実践を国民統合の支柱として用いてきた、その総体を指そうとする用法」である「広義の国家神道」論を「鍛え直す」といふ方向性を打ち出した島蘭進の議論を踏まへ、「狭義の国家神道」と「広義の国家神道」に含まれる諸要素との「境界線」を常に意識しながら、国家管理された神社神道それ自体の「包括的拡大志向」にも十分留意しつつ、諸要素の相互関係を含めた歴史的経緯やその管轄の相違などに十分留意して、「国家神道」の制度と思想・イデオロギーを再検討するといふものである。¹²

本稿においては、内務省神社局管轄下の大部分の神社に対する行政と陸海軍省管轄下の靖國神社行政との関係、さらには、靖國神社行政の中における軍人と靖國神社宮司との関係に着目しつつ、「国家神道」と靖國神社の問題の一端を考察してみたい。

それでは、まづ、「国家神道」と靖國神社との関係について触れて置きたい。この両者の関係を示した典型的な言説として今日まで絶大な影響力を誇つてゐる村上重良『慰霊と招魂』には、「靖國の思想は、幕末維新の政争のなかで生まれた国事殉難者の招魂の思想に発している。招魂の思想は、あらゆる価値を天皇に一元化する近代天皇制の成立とともに、天皇のために忠死した戦没者を神として祀り顕彰する靖國の思想に展開した。招魂社から靖國神社への歩みは、戦没者個々の招魂が、「英霊」とよばれる没個性的な祭神集団にたいする、国の手による慰霊顕彰へと変質していく

過程にほかならなかった。靖國神社は、天皇と軍と神社を直結した特異な宗教施設として、戦争のたびに新祭神を合祀して発展をつづけた。近代天皇制国家の支配原理を体现する靖國神社は、国家神道の本宗、伊勢神宮とともに、国家神道をささえる巨大な支柱となった。靖國の思想の確立とともに、全国各地の招魂社は、郷土意識に根ざした戦没者のための招魂の場から、国による画一的な慰霊顕彰の宗教施設に変化し、やがて護國神社へと発展した。⁽¹³⁾と記されてゐる。さらに、村上重良は、『国家神道』においても「靖國神社は国家神道の重要な一支柱として位置づけられた。」⁽¹⁴⁾と主張してゐる。

ならば靖國神社は「国家神道（体制）」の中で具体的にどう位置付けられてゐたのか。だが『慰霊と招魂』全体を通して見ても、村上は、その具体的な根拠としては明治十二年の「別格官幣社」列格の一点で国家神道との関わりを語るのみである。この点については、すでに阪本是丸が、そのやうな大げさな目論見のためではなく、一般の官国幣社とは異なる経過を歩んできた「神社」にあらざる東京招魂社が正式の「神官」（官司、禰宜、主典）を設置するためには、「社格」が与へられなければならなかったことが最大の要因であつたことを説明してゐる。⁽¹⁵⁾また、阪本は、靖國神社宮司が昭和七年六月十日から「権宮司」設置を上申してゐたにも拘らず、それが漸く認められたのは昭和十三年四月十四日の勅令第二百四十七号であるとも指摘し、村上における靖國神社の「過大評価」を批判してゐる。⁽¹⁶⁾

また、靖國神社の管轄官省の変遷⁽¹⁷⁾について、主に神祇関係官省（神祇官—神祇省—教部省—内務省社寺局—内務省神社局—神祇院）の管轄下にあつた大多数の神社とは異なるものだつたことも改めて確認して置かなければならない。慶應四年七月十日・十一日の京都・河東操練場で鳥羽・伏見の戦い以来の官軍戦死者を祀つた際は神祇官の奉仕で行なはれたものの、明治二年六月二十九日に東京招魂社として創立されて以来、軍務官—兵部省（二年七月八日）—陸軍省・海軍省（五年四月二十八日）といふ一貫して軍関係官省の管轄下（常務は陸軍省が処理）にあり、十二年六月四日に東京

招魂社が別格官幣社靖國神社と改称・列格された当初は、内務・陸軍・海軍の三省の管理（祭典・施設は陸海軍省、経理は陸軍省、「神官」の進退黜陟は内務省が担当）とされてゐたが（概ね陸軍省の管理する所であつた）、二十年三月十八日には「靖國神社宮司以下ハ陸軍省海軍省ニ於テ之ヲ補ス」とされ、「神職」の補任も陸海軍省によるものと改められてゐたのである（閣令第四号を以て、官国幣社の「神宮」を廃して「神職」を置くこととなり、「神官」は、伊勢の神宮の大宮司・少宮司・禰宜・權禰宜・宮掌のみとされた）。

さらに、すでに先の阪本是丸の論考において指摘されてゐる事柄であるが、靖國神社の経費についても確認して置くべきことがある。明治十九年四月二十七日、内務大臣・山縣有朋と陸軍大臣・大山巖は「靖國神社費の件」について、「勅令第二十二号ヲ以十九年度歳入出予算御決定の処、歳出第二部第二款第二項官幣社費の内別格官幣社靖國神社費の儀ハ、外神社ト異リ從來御寄附の訳ヲ以陸軍省へ御渡切別段の取扱ニ相成タルモノニ付、該費金七千五百五十圓の義ハ向後モ内務省ニ於テ管理セス、大蔵省ヨリ直ニ陸軍省へ回金の上陸軍省ニ於テ従前の通り取扱ハントス。依テ別紙参看書類相添、閣議ヲ請フ」たところ、認可された⁽¹⁸⁾。即ち、靖國神社の経費は、陸海軍省経費からではなく「官幣社費」からの支出で、内務省においては管理せず大蔵省より陸軍省へ回金といふ道筋を辿る陸海軍省へ渡し切りの「寄附金」であつたため、靖國神社は内務省管轄の一般官国幣社とは明確に異なる一方、厳密には制度的に軍と「直結」した「一機関」ともいひ難いのである。なほ、明治二十年三月十七日の内務省訓令第十五号による官国幣社保存金制度の実施に当たつても、靖國神社の経費は十二年六月の太政官達を理由に（即ち内務省のみならず陸海軍省が管理してゐるため）、例外的に七千五百五十圓が支出され続けた。因みに昭和十年度の「各神社供進金調」によると、明治神宮（三五、〇〇〇圓）、檀原神宮（二〇、〇〇〇圓）、朝鮮神宮（七〇、〇〇〇圓）、台湾神社（二五、〇〇〇圓）、樺太神社（二三、〇〇〇圓）に対し、靖國神社は一二、〇〇〇圓に留まつてゐる⁽¹⁹⁾。

その他にも確認して置くべきことは多々あるが、とりあへずこの程度に留め、次からは、大正期における議会・政府の「神社行政統一」志向に対する陸海軍省、靖國神社の対応を具体的に検討していきたいと考へる。

三 大正七・八年における「神社行政統一」の挫折

神道人・議会人らによる「祭政一致」を具現化するための神祇特別官衙設置運動は、明治三十三年の内務省神社局設置以降も長年に亘り粘り強く推進されたが、大正七年三月、「神社行政統一」(神宮・神社の大部分を所管する内務省、別格官幣社靖國神社を所管する陸海軍省、「海外神社」を所管する朝鮮・台湾両総督府及び樺太庁などでそれぞれ別個になされてゐた神社行政を統一しようといふ構想)を主眼とする建議が貴衆両院で決議され、一旦は首相並びに内相に基本的合意を取り付けるにまで至つた。⁽²⁰⁾

だが陸海軍省は、「然ルニ靖國神社ハ 明治天皇ノ勅旨ニ由リ維新前後ニ於ケル勤王ノ志士及戦死病歿セル陸海軍人軍属等ノ忠魂ヲ合祀セラレタルモノニシテ全ク他ノ神社ト其ノ由緒ヲ異ニシ特ニ軍人ノ力奉仕管理ニ任セラレ今日ニ及ヒタル歴史ヲ存スルモノニ有之候而テ軍人自ラ祭祀ヲ行フハ神人ノ感格更ニ深キヲ致シ先輩ノ功德ヲ崇敬シ其ノ英靈ヲ奉慰シ以テ軍人精神ノ涵養ニ資シ延テ教化ニ裨補スル所亦大ナル次第ニ付依然現制度ヲ継続スルノ意見ニ有之候條承知相成度候也」(同年十月五日の内務次官照会に対する陸海軍次官の回答)と建議にある「神社行政統一」を突つぱね、あくまで「現状維持」を主張したため、結局、八年九月に政府は「神社局拡張」でお茶を濁した形となつた。⁽²¹⁾

この際、陸海軍省は、「神祇ニ関スル特別官衙設置ニ対スル意見」で、次のやうに主張した。⁽²²⁾

神祇ニ関スル特別官衙ノ設置ハ其ノ建議趣意書ニ陳述シアル如ク現在ノ神社カ内務、陸海軍省、朝鮮、台灣総督府、樺太庁等ニ分属シ行政所管ヲ異ニセルヲ以テ之ヲ統一シ祭祀其ノ他神社ニ関スル人事、經理、式典等ノ根源ヲ一定セムトスルニ在リ之ヲ建国ノ大義ニ稽ヘ国民ヲシテ敬神崇祖ノ美風ヲ發揮セシムル為之カ設置ニ関シ敢テ異存ナキモ其ノ実施ノ曉ニ於テハ神社行政統一ノ結果靖國神社トシテハ左ノ好例ヲ破壊セラルル不利ヲ蒙ルノ虞ナシトセス依テ此際先別紙ノ通回答ヲ為スヲ可トス

その上で、「左ノ好例」として、①「臨時大祭ニ於テ 天皇、皇后兩陛下並皇太子殿下ノ御参拝ノ件」、②「臨時祭及春秋例大祭ニ於テ勅使参向ノ件」、③「臨時祭及春秋例大祭ニ於テ皇族参拝ノ件」、④「臨時祭及春秋例大祭ニ於テ神殿ニ陸海軍人奉仕ノ件」、⑤「臨時祭ニ於ケル御下賜金ノ件」、⑥「春秋例大祭ニ於ケル幣帛神饌料ノ件」、⑦「靖國神社寄附金ノ支出（年額七千五百五十円ニシテ陸軍省ノ予算ニ編成シアリ）ノ件」、⑧「營繕事務ヲ陸海軍省ニ於テ実施ノ件」、⑨「神職採用ヲ陸海軍省ニ於テ実施ノ件」を挙げ、「以上ハ陸海軍省靖國神社関係官、陸軍省参事官、靖國神社宮司会同協議シタル意見ナリ」と結んでゐる。つまり、陸海軍省は、靖國神社の由緒において、創建以来、他の神社とは異なる特殊な性格として陸海軍省の関与、陸海軍人奉仕が欠かせないものであつたことを強調し、この「好例」が破壊されることを非常に危惧してゐるのである。①～③の靖國神社と天皇、皇族との深い関わりについては、一見「神社行政統一」の結果から必然的にその「破壊」が導かれるやうには思はれないが、陸海軍省にとつては、軍人奉仕とともに靖國神社の運営・管理に直接関与し続けることにより、天皇の祭祀と直接繋がる回路を何としても保持し続けたかつたものと思はれる。

さらに、この陸海軍省の主張に当たつては、同史料内に二種の考証資料が付され、その根拠を示すことによつて補

強してゐる。⁽²³⁾ まづ「軍人奉仕管理ニ任セラレタル事実」(陸軍野紙)では、①東京招魂社時代においては例大祭・臨時祭の祭主が陸海軍武官であつたし(別紙にて大祭祭主名を列挙)、明治十二年に靖國神社となり、祭主が廃せられ祭儀は宮司が専掌するところとなつても、武官は掛官に任ぜられ、大祭には陸海軍両大臣が玉串奉奠することを例として今日に至つてゐること(軍人奉仕)、②明治十二年六月四日の太政官達において、祭式は神社祭式に準じることが陸海軍省官員が執行することや建築修繕等その他一切の経理は陸軍省が専任すること(管理)が明記されてゐる。また一方、靖國神社宮司・賀茂百樹が大正七年十月四日に作成した「靖國神社祭典齋主ヲ武官ニ勅命アラセラレシ例証」(靖國神社野紙)では、「齋主ヲ武官ニ勅命アラセラレシ当時ノ書類ハ神社ニ保存無キモ当時ノ御祭文及祝詞ニ徴シ武官ニ勅命セラレシコト最明瞭ナリトス」として、明治五年から十年までの勅使宣命(明治六年より祭文)にある「武官乃人等尔命世」などの文言や、明治二年の仁和寺宮嘉彰親王による祝詞に「天皇乃大御詔」を以て齋主奉仕の言明があることから、「勅使ハ天皇ノ勅ヲ以テ武官ニ祭典ヲ奉仕セシムル旨ヲ英靈ニ告ゲ武官ハ天皇ノ勅ヲ以テ自ラ齋主トシテ祭典ヲ挙行スル旨ヲ神靈ニ奉告セラル」ため、「勅旨ニヨリテ武官齋主トナリシコトヲ知ルベシ」と考証してゐる。つまり、陸軍と靖國神社から出されたこの二つの考証資料は、武官(軍人)の靖國神社奉仕のこれまでの実績をアピールし、その根拠が「勅旨」によるものであるといふ正統性を史料をもつて主張してゐるのである。

川村邦光は、「たしかに、神祇信仰を「国教」とするといった意図はなかったが、先の神宮を「帝室の根本、国家の宗祀」とし、皇室を「国家の機軸」とする文言から、天皇を「祭主」もしくは「教祖」とする神宮・皇室神道を「国教」的地位に位置づけていたとみなすことができよう。実質的には、明治天皇を「教祖」、代々の天皇を「教主」とする宗教体制、いわば「天皇家」が形成され、国家神道の一翼へと発展していったといえる。」といふ認識のもと、島蘭進の論を参考にしつつ、「神宮を頂点とする国家的神社制度・宗教制度と「天皇家」はいうまでもなく相互に密着し、

また靖國神社が両者を接合して、国家の政教関係を形成し展開させてきたのであり、この両輪をもって国家神道体制と呼ぶことができるのである。」と記してゐる。しかし、このやうな見解は、「国家神道体制」をどのやうに捉へるにせよ、明治末期以降における神道人・議会人による「神祇特別官衙設置運動」の主要方針であつた、内務省、陸海軍省、朝鮮・台湾両総督府及び樺太庁の神社行政を統合する「神社行政統一」が実現しなかつた最大の理由が、靖國神社や陸海軍省の側にあつたやうに、少なくとも制度的に靖國神社が皇室祭祀と神社祭祀を接合するための「媒介」⁽²⁴⁾とはなりえなかつたことは明らかである。

さて、先述のやうに、陸海軍省と共同歩調を保ち、考証資料を作成して具体的な援護射撃をも行なつた賀茂百樹は、靖國神社としては珍しく、軍人出身の宮司ではなく、全国神職会においても重要な位置を占めてゐた正真正銘の神道人であつたといへる。神祇特別官衙設置運動においても精力的に発言してゐたものの、その主張の力点は、「神社行政統一」ではなく、あくまでも、かつて神祇官に祀られてゐた「臣下」の側から「天皇守護」のために奉斎する「八神殿」が、将来設置されるべき神祇特別官衙そのものにおいて必須であるといふ「八神殿奉斎論」⁽²⁵⁾にあつた。賀茂は、大正三年七月の論述において、「神祇官は八神を祭るに起因し、八神を祀るは天皇の御長寿御平安を惇願する臣民の至誠で、この至誠を致して国民をして忠孝を踏みあやまらざらしめむとする府は神祇官であると云ふも過言ではあるまい。」と述べ、「神社行政の統一を目的とするが為に神祇官を置かんとするが如き薄弱の論拠にては期成は覚束無いと思ふ、」と主張してゐた。

このやうに、主に陸海軍省管轄のもとに歴史を刻んで来た、神社としては全く特殊な経緯を有する靖國神社は、明治初年以來の「祭政一致」を具現するものとしての「神祇特別官衙」構想の流れとはある意味で非常に希薄な関係のまま推移してきたといへるのである。その意味では、神道人・議会人らにとつての、「政府」（内務省或は神祇特別官衙）

を介して天皇に繋がる「祭政一致」観と、軍独自の回路で「大元帥」たる天皇と繋がる「祭政一致」観（いはば「祭軍一致」観ともいへよう）の相違が決定的にあるといはざるを得ない。

但し、実際は、靖國神社宮司であつた賀茂水穂、賀茂百樹ともに全国神職会（明治三十一年発足）の幹事や顧問などを務めた有力なメンバーの一人であつたし、靖國神社社務所に同会の事務所が置かれたこともあり、同会の様々な会合の場所としても盛んに用ゐられてゐた。⁽²⁶⁾ここで考へるべきことは、以上で取り上げた史料の表面からは一切窺へないものの、靖國神社祭祀の奉仕者の代表である宮司が、陸海軍省と他の一般神職、神道人との関はりの中において、微妙な位置に立たざるを得なかつたといふ状況下にあつたのではないかと推測される点である。このある意味でレンマともいふべき状態は、数年後に改めて出来る「靖國神社の内務省移管問題」において明確な形で露となつていくのである。

四 大正十三・十四年の陸海軍省と靖國神社における方向性の差異

陸海軍省、靖國神社は、大正七・八年の時点で、神道人・議會・内閣（内務省）の「神社行政統一」の要請を振り切り、完全に自ら一線を画す事を宣言したのであるが、以後も「神社行政統一」の要請は根強くあつたやうである。『靖國神社百年史』資料編上には、「靖國神社内務省移管に関する書類」⁽²⁷⁾として、①大正十三年のものと推定される「陸軍省関係書類」、②大正十三年九月二十五日提出の「賀茂宮司意見書」が掲載されてゐる。ただ、この靖國神社所蔵の史料から浮かび上がってくるのは、大正七・八年当時の〈神道人・議會・内閣（内務省）〉対〈陸海軍省・靖國神社〉といふ分かり易い構図とはやや異なる関係性である。ここでは、ある意味において、〈陸海軍省〉対〈靖國神社〉

といふ場面が出来してゐるのであり、どちらかといへば、〈神道人・議會・内閣（内務省）〉、〈陸海軍省〉、〈靖國神社〉の三者の振れた構図として捉へられるやうな状況が見てとれるのである。

まづ、①の「陸軍省關係書類」では、大正七年時の陸軍省による主張と同様に、靖國神社と陸海軍、武官との密接な関わりと「軍人奉仕」の史実を指摘した上、ここでは新たに「軍人カ軍神ノ祭祀ヲ管掌スルハ神人ノ感格ヲ致ス所以ナルノミナラス、軍人ヲシテ先輩ヲ崇敬シ志氣ヲ振起シ、殉義死節ノ精神ヲ涵養セシメ得ヘク、此精神ハ更ニ拡充シテ一般国民精神ノ振作ニ及フヲ順序トス。即チ靖國神社ハ帝国臣民全般ヲ氏子トシ其ノ崇敬ノ標的タラシムルヘシト雖モ、其ノ氏子總代（崇敬者總代）ハ祭神ト最モ密接ナル關係ヲ有スル軍人ヲ以テスルヲ至当トス。」といふやうに積極的な観点によつて軍人による靖國神社祭祀管掌を位置付け、「歴史的關係」及び「軍人及社会教化ノ見地」の両面どちらからしても「直接陸海軍省ニ於テ管理スルヲ至当トス」と結論付けた。そして大正七年時の考証資料に若干手を加へた「軍人奉仕管理ニ任セラレタル事実」も付してゐる。

その上、陸軍大臣（大正十三年一月七日就任の宇垣一成と見られる）も閣議において、「祖先ノ祭祀ハ子孫之ニ当リ、一家ノ祭祀ハ家人之ヲ司ル本旨トス。即チ靖國神社ハ全ク他ノ神社ト其ノ由緒ヲ異ニシ、王事に斃レ国難ニ殉セシ吾人軍人ノ先輩ヲ崇敬ス。ノ故ニ之カ祭祀ハ亦後輩タル陸海軍人之ニ当リ、以テ英靈ヲ奉慰スルハ自然ナリ。ノ若シ之ヲ他ノ官省ニ移サンカ、国軍ノ志氣上ニ大ナル悪影響ヲ及ホスニ至ヘキヲ以テ、依然現制度ヲ継続スルヲ必要トス。」との要旨で、靖國神社の内務省移管に反対したことも記されてゐる。

一方、②の賀茂百樹宮司の意見書においては、まづ「近来一部ノ官民間ニ靖國神社ヲ移管シテ神社行政ヲ統一スヘキコトヲ主張スルモノアリ。而シテ又陸軍省ニ於テモ行政財政整理上之ヲ他ニ移サントスノ議アリト内外ヨリ其声ヲ聞クニ於テハ、早晚実行セラルル時期到ルヘシ。靖國神社トシテハ重大ノ事件ナレハ、此際之ニ善処スル考策ナカル

ヘカラス。彼ノ最近ニ設ケラレシ航空局や廢兵院ノ容易ク他ニ移管セラレシモノト同シカラサルモノアレバナリ。」と述べてをり、「神社行政統一」のための靖國神社の内務省移管已む無しとの情勢分析とともに、一方で、その困難さも念頭にあつたことが知られる。

続いて靖國神社と陸海軍省の深い関はりの歴史を辿りつつ、先述の「陸軍省関係書類」と同様の論理で「軍人ノ軍神ヲ祭ルハ神人ノ感格ヲ致ス所ナルノミナラス、部下将卒ニ対シ精神上及ス所ノ感化甚大」との評価を与へてから、「右ノ歴史ニヨリ情々靖國神社ノ将来ヲ考フルニ仮令ヒ他ニ移管セラレ行政事務ハ陸海軍省ヲ離レタリトスルモ、軍人トソノ祭祀ノ関係トヲ分離スルハ国家ノ為メ損失スルモノ多大ナルヘシ。仍テ移管ノ止ムヲ得サルニ於テハ、左ノ條件ヲ附セラレンコトヲ希望シテ止マサルナリ。」と述べて、内務省移管後も従来通り靖國神社祭祀において陸海軍の関係を維持することや「陸海軍省ニ祭典掛官ヲ置キ、一般神社ノ氏子総代（若シクハ崇敬者総代）ニ於ケル関係アラシムルコト。」など、靖國神社に対する武官の関与を継続させる内容の八つの条件を提示し、「前各項ノ円満ニ履行セラレンニハ、移管ハ却テ神社将来ノ為ニ好結果ヲ得ヘキカ。」と記した。

また、八項目の中には、靖國神社例祭に移管後の管轄大臣（内務大臣）は勿論、陸海軍大臣、文部大臣も必ず参列すること、そして「陸海軍省カ靖國神社ヲ管轄スルハ軍人ノ訓育ニ補益スル所アリト雖、一面一般国民ニ及ス教化ニ至リテハ欠クルモノアルカ如シ。移管ノ後ニ之ニ全力ヲ注カレンコトヲ望ム。」と特に明記されてゐる。さらに八項目とは別に「遊就館ハ寄附行為ニヨリテ成レル神社ノ財産タリ。決シテ神社ヨリ分離スヘキ性質ノモノニアラス。其目的ニ於テモ祭神ノ功績ヲ欽慕スルヲ以テ主トセサルヘカラサルナリ。仍テ該館制ヲ改正シコノ意ヲ加ヘ宮司ノ管理ニ属セシメ、更ニ一條項ヲ加ヘ陸海軍省ヨリ各一員（佐官級）ノ参与（名誉職）ヲ置クコトトシ、物品ニツイテハソノ意見ヲ待チテ所理スルコトトナシタシ。」と述べて、勅令第百九十二号（明治四十三年四月一日）の改正案を示した。と

りわけ賀茂は、「靖國神社附屬遊就館」が蒐集保存する物として、もともと勅令に記されてゐた「武器ノ沿革ヲ知ルヘキ物件」だけでなく「祭神關係ノ武器及一般」の文字を加へ、館長の監督を「陸軍大臣及海軍大臣」から「靖國神社宮司」に換へる案を提議したが、これは陸海軍省に受け入れられず、後の靖國神社附屬遊就館令（昭和十年十月三日）においても実現しなかつた。⁽²⁸⁾ これらのことは、賀茂が、軍とは独立した形で、靖國神社やその附屬の遊就館といふ場における「顕彰」を通した「国民教化」に深い関心を寄せてゐたことが窺へ、非常に興味深い点といへよう。

さて、この二つの史料の冒頭には、靖國神社の雇員が朱書で両者の意見の差異を端的に整理した文章が掲載され、読み手の理解を助けてゐる。

「此の問題は主として事務処理の關係より云為せられたるものごとく、祭祀の本質よりする検討は二義的に考へられありたるものごとし。

陸軍の意図の基礎となり居たるものは左の二項に要約せらる。

一 祭神調査の性質より軍以外其の途に当るものなしとする事。

二 軍人士氣の高揚の具たるべきこと。

第二項の如きは、一種機関視の如き誤謬を包蔵する危険性なしとすべからず。

賀茂宮司の意向は、事務処理の便宜の上からは軍管轄に同意なるも、その第八項の如きは前項軍機関化の危険性を深く透視して国民的祭典に返すべしとする同宮司年来の所説の展開を見るものにして、祭祀奉仕者としての自覚の見るべきものあり。陸海軍と賀茂宮司との意見の差の最も大なるものを遊就館管理方法に於けるものとす。

以上鈴木雇員」

これを読むならば、より一層、陸軍側と賀茂宮司の方向性の差異がはつきりと見て取れる。賀茂は、陸軍がこれまでと同様に靖國神社と結び続けることにより、靖國神社を「軍人士氣の高揚の具」とし、靖國神社を軍における一種の機関と見る方向性（靖國神社の軍機関化）を内包する危険性を見据え、軍機関の一構成員としてではなく、あくまで祭祀奉仕者の宮司としての立場から、「国民的祭典に返す」ことこそが本義であるとする方向性を有してゐたといへるのである。この大正十三年における靖國神社の内部資料の存在は、この時期に政府が靖國神社の内務省移管を意図し、内閣・内務省と陸海軍省の間で「神社行政統一」に関する具体的な折衝が行なはれてゐたことを窺はせるが、翌年には内閣に設置される行政調査会といふ公の場で検討されることとなる。

大正十四年五月二日、内閣総理大臣の監督に属し「行政事務刷新ニ関スル調査審議ヲ為ス」行政調査会が内閣に設置された。⁽²⁹⁾ 行政調査会は内務大臣を会長に充て、内閣書記官長、法制局長官、各省政務次官、各省次官を委員として組織され、実質的な準備・調査を行なふ幹事は内閣及び各省高等官の中から首相の奏請により任命された。その設置理由は、「目下行政部内ノ庶務ノ情況ヲ看ルニ改善ヲ要スヘキモノ少ナカラス」といふ現状認識のもと、各官省庁行政事務の整理・改革に関する案を検討し、それを内閣に報告し、閣議を経て実行に着手していかうといふものであつた。同年六月十七日、行政調査会の幹事会小幹事調査案の一つとして次のやうな「靖國神社ヲ内務大臣ノ管轄ニ移スコトニ関スル小幹事会調査案」⁽³⁰⁾が作成された。

靖國神社ヲ内務大臣ノ管轄ニ移スコトニ関スル小幹事会調査案

靖國神社ヲ内務大臣ノ管轄ニ移スヘシトスルハ同神社カ其ノ職員ノ進退、財産管理ノ方法並祭事等ノ諸点ニ於テ之ヲ他ノ官国弊（筆者注Ⅱ幣の誤り）社ト區別スルノ理由ナキノミナラス靖國神社ヲ単ニ陸海軍人ニ特別ノ關係ア

ルモノトセス広ク一般国民ノ神社タラシムルハ正ニ国民精神作興上必要アルニ因ルト為シ其ノ主張スル所ハ理論上有力ト思惟セラルルモ右ニ対シテハ靖國神社ハ陸海軍人ニ特種ノ關係ヲ有スル別格ノ神社ニシテ祭典ハ固ヨリ其ノ經營ノ全般ニ亘リ陸海軍人ノ心ヲ以テ之ニ当ルコトヲ要シ現行通陸海軍両省ノ所管タルヘシトノ主張アリ尚折衷案トシテ現行ノ陸海軍両省所管ノ外更ニ内務省ニモ共管セシメテハ如何トノ意見出テタルモ現在両省ノ所管スラ可ナリノ不便アルヲ以テ更ニ内務省ヲ加ヘテ其ノ不便ヲ重加スルハ穩当ニ非サルヘシトノ議出テ遂ニ同神社ノ移管ニ付テハ意見ノ歸一スル所ヲ見ス仍テ靖國神社ノ移管ヲ可トスルモノヲ第一案（移管後ノ措置ニ付テハ別紙参照）トシ現行通ヲ第二案トセリ

靖國神社移管後ノ措置ニ関スル件

一、從來陸軍省予算ニ計上セル寄附金壹万貳千円ハ之ヲ内務省予算中官国幣社国庫供進金ニ編入シ其ノ金額ハ当分ノ内之ヲ變更セス

二、左ニ掲クル事項ハ従前ノ慣行ニ從ヒ陸海軍省トノ關係ヲ存続セシム

イ、例祭等ノ場合ニ於ケル武官ノ關係

ロ、勅使ノ警衛其ノ他神社ノ警備

現在社内ニ設置セル憲兵屯所ハ其ノ儘存続セシム

ハ、遺族其ノ他参列者ノ接遇

ニ、奉納余興ノ挙行、斡旋

三、新タニ合祀セラルヘキ祭神ノ銓衡ハ内務陸軍海軍三省ノ合議トス

四、附属遊就館ノ管理ニ関スル細目ハ内務陸軍海軍三省ノ合議トス

ここでは、靖國神社の内務省移管案について、靖國神社を単に「陸海軍人ニ特別ノ關係アルモノ」とせず、「広く一般国民ノ神社タラシムルハ正ニ国民精神作興上必要アルニ因ル」とする主張は「理論上有力ト思惟セラルル」としてゐる点で、先述の賀茂百樹の見解と共通性を持つといへよう。このことは、行政調査会が内閣に置かれ、その会長が内相であることから当然の見解であるともいへる。しかし、続く箇所からは、この行政調査会幹事会においても、中々意見が纏まらなかつたことが窺へる。結局この調査案では、靖國神社の内務省移管を第一案、現状維持を第二案とした。第一案採用の場合における移管後の措置については、概ね武官と靖國神社との関りはある程度存続・維持させたまま、予算をその額は据ゑ置きつつ内務省予算の官国幣社国庫供進金に編入し、合祀銓衝や遊就館管理は陸海軍省に内務省を加へた三省の合議とするといふ具体的な提案であつた。

このやうな内務省主導の行政調査会幹事会の調査案に対して、陸軍省は、同省幹事の提出議案の中で次のやうに逐一反論し、真向から靖國神社の内務省移管を拒んだ。⁽³¹⁾

陸第七号

靖國神社ノ内務省移管ニ対スル意見

靖國神社ノ管理問題ハ實際上ノ得失就中精神的意義ニ重キヲ置キテ之ヲ解決スルヲ要シ区々タル事務的見地ニ拘泥スヘキニ非ス靖國神社ハ実ニ国防ノ神ニシテ其ノ創立ハ明治大帝ノ大御心ニ出テ明治維新以後未来永劫国難ニ殉セシ忠魂ヲ合祀セラレ其ノ祭神ハ職トシテ国防ニ任スル軍人ヲ主トス是ヲ以テ創設當時ヨリ陸海軍省ヲシテ管

理セシメラレ以テ国防ニ関スル国民精神ノ指導ニ資シ一面 大元帥ト部下トノ間ニ深厚ノ意義ヲ保タシメラレタリ爾來陸海軍ハ此大御心ヲ奉體シ本社奉仕ヲ以テ軍人精神教育ノ一大要素トシ先輩タル祭神ヲ崇敬シ其ノ名譽ヲ欽仰セシムルト共ニ己レモ亦死シテ本社ニ護國ノ神タランコトヲ希ヒ以テ殉義死節ノ精神ヲ涵養シ士氣ヲ振起シ國民一般ハ本社ヲ以テ国防觀念養成ノ府トナシアル等他ノ一般官國幣社トノ均衡上ノ制肘ヲ受クルコトナク專ラ国防ノ上ニ立脚シテ經營施設シ來レリ茲ニ於テ本社ハ今ヤ陸海軍人ノ守護神タルト共ニ皇室ノ寵遇愈々厚ク國民ノ崇仰益々深ク遂ニハ外國ノ貴顯等ニ至ルマテ來朝アル毎ニ參拝敬意ヲ表スルヲ例トスルコト他ノ臣子ヲ祭ル官國幣社ニ類例ヲ見サル所ニシテ國家的神社トシテ真ノ面目ヲ發揮シツ、アリ即チ本社ノ歴史軍人及國民尊崇ノ由來ニ鑑ミ国防ヲ司ル陸海軍省之ヲ管理スルニ於テ始メテ真意義ヲ發揮シ得ルモノナリ

陸第八号

内務省提出ノ靖國神社移管後ノ措置ニ関スル件ニ対スル意見

靖國神社移管ノ不可ナルコト既ニ述フルカ如シ然ルニ本案ヲ見ルニ經費、人事祭儀ヲ移管シ單ニ從屬の事項ヲ残置スルニ過キス神社ノ特質ニ鑑ミ其威徳ヲ宣耀シ以テ国防思想ノ普及ヲ図ルノ見地ニ於テ本社ハ陸海軍省之ヲ主管シ内務省ハ進テ之ニ協力援助セラルルヲ至当ト思惟ス

今本案各項ニ対スル意見左ノ如シ

- 一、陸軍省予算靖國神社寄附金一万二千円ヲ内務省予算官國幣社國庫供進金ニ編入セラルルハ靖國神社ヲ他ノ官國幣社ト一律ニ經營スルコトトナリ本社ノ特質カ没却セラルルノ虞アリ「其ノ金額ハ当分ノ内之ヲ變更セス」トアルモ永年ノ間ニハ他ノ神社トノ間ニ予算ノ爭奪按配ノ行ハルルコトハ之ヲ察スルニ難カラス殊

ニ氏子ナキ官国幣社カ其経営ニ苦心慘憺タルノ今日靖國神社ト同格又ハ夫レ以上ノ官国幣社カ本社ト同一ノ待遇ヲ要求シ独リ国庫寄附金ノミナラス皇室ノ殊遇ニ対シテモ其例ニ慣ハントスルニ至ラハ遂ニ靖國神社ノ特質ヲ没却シ信仰上ニ動揺ヲ来シ国民思想ノ作興上ニ悪影響ヲ与フルナキヲ保セス

二、第二項ハ從属的事項ナリ靖國神社カ国防ノ上ニ立脚スル国家的神社ナル以上陸海軍省ニテ処理スルノ外内務省ハ左記事項ニ付一層進ンテ協力アランコトヲ望ム

イ、例祭等ノ場合ニ於ケル祭典掛業務

ロ、陛下、殿下及勅使東宮使等ノ警衛其他神社ノ警備

ハ、遺族其他参列者ノ接遇

ニ、奉納余興ノ挙行斡旋

三、新ニ合祀セラルヘキ祭神ハ国家有事ノ際国防ニ任スル陸海軍人軍属ノ忠死者ヲ主トス而テ之カ銓衡ニ当リテハ嚴ニ軍事上ノ功績ヲ調査決定スルヲ要シ該調査ハ陸海軍省以外ニ於テ実行シ得サル所ナリ将来ノ国難ハ對外戦ヲ惹起スル場合多キコトヲ顧慮スルニ於テ殊ニ然リトス若シ万一對内戦ヲ惹起シ軍人軍属以外ノ者ニシテ軍人ト同様殉国忠死ノ場合之カ詮議ニ至リテハ三省ノ合議ニテ可ナリ

四、附属遊就館ハ戦役ニ関聯スル記念品兵器ヲ陳列スルト共ニ武器ノ沿革ヲ知ルヘキ物件ヲ蒐集シ軍事上ノ参考ニ供スル所ナルヲ以テ陸海軍大臣之ヲ監督スルヲ至当トス仮リニ靖國神社ヲ移管スルトスルモ遊就館ハ其性質上陸海軍省ノ監督下ニ置クヲ必要トス

戦後ヲ記念シ武器ノ沿革ヲ知ルヘキ遊就館ヲ神社ニ附属セラレラルハ一面靖國神社カ陸海軍ト離ルヘカサル關係ヲ有スルコトヲ示スモノニシテ移管ノ不可ヲ談ル所以ナリ

結局、陸軍省は殆ど歩み寄ることもせず現状維持を望み、行政調査会の「靖國神社の内務省移管案」も挫折を余儀なくされた。この移管案が実現すれば、少なくとも大多数の全国神社と靖國神社の神社行政を統一・包含した、「国家神道の制度的拡大」、或いは「広義の国家神道」論者が描く通りの国家神道像、「国家神道の巨大な支柱」としての靖國神社像に近いものとなつたらうが、現実はそのやうには進まなかつたのである。

また、この大正十三年の段階では、政府・内務省と陸海軍省の意見対立のみならず、陸海軍省と靖國神社宮司における方向性の差異も浮き彫りになつてゐる。この軍と靖國神社の見解の相違については、すでに赤澤史朗が指摘してゐたことである。但し、本稿では、大正七・八年時においては、神道人・議會・内閣（内務省）主導の「神社行政統一」の動きに対して反対し、陸海軍省の意見とほぼ一致してゐたかのやうに見える靖國神社宮司・賀茂百樹が、この大正十三・十四年頃においては、かなり「神社行政統一」のメリットと陸海軍省管轄のデメリットの双方に目を配りつつ自論を展開してゐる点に注目をしたいと思ふ。即ち、この時点では、ともに全国民を靖國神社の「氏子」（崇敬者）とし、軍人を「氏子総代」（崇敬者総代）と準へる考へ方を基盤としつつも、陸海軍省は軍人と靖國神社との密接な関係性を執拗に主張し、いはば「軍人のための神社」の性格を前面に打ち出すことに重点を置く一方、靖國神社宮司・賀茂百樹は広く「一般国民ノ神社」（行政調査会幹事会「靖國神社ヲ内務大臣ノ管轄ニ移スコトニ関スル小幹事会調査案」）としての靖國神社の在り方をより重視する方向性を有してゐたといへる。

村上重良は、「靖國神社は、天皇と軍と神社を直結した特異な宗教施設³³⁾」と盛んに主張してゐるが、必ずしも靖國神社と軍は「一心同体」、即ち靖國神社は単なる「軍機関」として存在してゐたのではなかつた。つまり、内閣（内務省）、陸海軍省、靖國神社それぞれが独自の方向性を有してをり、国家内においても到底「一枚岩」の構造では無かつたのである。賀茂百樹は、靖國神社が元々、直接陸海軍省を介さずとも広く一般国民のための教化の場ともなり得

る可能性を持った存在であり、軍に留まらない国民国家内における普遍的な「公的」かつ「開かれた」性格、つまり幅広い「公共性」を本来的に持つてゐることを積極的に主張した。即ち、賀茂は、陸海軍省による靖國神社の「軍機関化」の方向性に歯止めをかけ、日清・日露戦争など大きな対外戦争を経験した近代日本国家の「国民」による慰霊・追悼・顕彰行為でもある戦歿者祭祀を執行してきた靖國神社の性格の原点に立ち戻る方向性を改めて確認したのである。

ただ、靖國神社の内務省移管の挫折、即ち「神社行政統一」の挫折は、陸海軍省（特に陸軍省）の意向が貫徹されなかったことを意味する。その意味では、軍の力は絶大だった。創建以来、主に陸海軍省による管轄、運営がなされてきた以上、現実的に靖國神社（賀茂百樹）の意向が陸海軍省に抑へ込まれてしまふことは已むを得ないことであり、そのような状況の中で賀茂は自身の「国民の神社としての靖國神社」論を主張し続けてゐたのである。

結局、靖國神社の内務省移管は実現しないまま終戦を迎へ、昭和二十年八月三十日に陸軍省が立案した「靖國神社の移管並に之に伴う処理案」では、皮肉にも陸海軍解散を目前として内務省（神祇院）移管が考案されるが、これさへも実現しなかつたのである。⁽³⁴⁾

五 賀茂百樹の言説とその靖國神社観

これまで見てきたやうに、大正期に靖國神社の宮司を務めてゐたのは、賀茂百樹であつた。賀茂百樹は靖國神社史上においても一際異彩を放つ宮司だったといへるが、大正末期に靖國神社が独自の方向性を示し得たのも、賀茂百樹の存在あつてのことであらう。靖國神社宮司として在任してゐた期間は、明治四十二年三月二十九日から昭和十二年四月二十一日の約三十年間である。その長期の在任期間とともに、賀茂自身は、近代におけるその他の靖國神社宮司

(青山清、賀茂水穂、鈴木孝雄)とは違つて軍人の出身ではなく、何よりも数多くの著述を物した国学者であり、また、全国神職会の有力なメンバーの一人でもある純然たる神道人であつた。⁽³⁵⁾次に賀茂百樹の略歴を記して置きたい。⁽³⁶⁾

百樹は、慶應三年十月十三日に周防国熊毛郡上関村の神職・藤井厚頼の三男として生まれ、十三歳で広島に遊学して実兄の藤井稜威に従つて主に国書を読み学んだ。明治二十年十二月に伊勢に赴き、四年ばかり「神宮学」の大家で国学者・神宮祠官の御巫清直に師事して国典を修め、⁽³⁷⁾それから東京に出て井上頼圀や栗田寛などの碩学のもとや図書館に通つて学んだといふ。二十二年に神宮教に奉職し、二十四年大講義に補せられる。⁽³⁸⁾以来、二十六年四月に藤井稜威が開設した広島國學院の助教と幹事になり、三十一年に神宮教広島本部長(三十二年に神宮奉斎会広島本部長)、三十年に神宮奉斎会理事、⁽³⁹⁾三十六年四月に皇典講究所幹事、同年九月全国神職会顧問等を務めたが、三十八年十月に奉斎会理事、皇典講究所幹事を辞めて再び広島に帰り、同年十二月山口國學院顧問に推挙されるなど、山口・広島を拠点に活動した。神職歴としては、二十六年五月に山口県熊毛郡の高松八幡宮と蒲井八幡宮の社掌を兼務し(三十六年一月まで)、続いて広島県賀茂郡西條町の御建神社と同郡吉土実村の正徳神社の社掌に兼補せられるが、四十二年四月には依願免職し、別格官幣社靖國神社宮司を拝命することとなる。⁽⁴⁰⁾昭和十三年に病氣のため宮司を辞職し、同十六年五月四日に七十五歳で歿した。⁽⁴¹⁾履歴中で特筆すべきなのは、明治二十七年に丸山作樂、井上頼圀、本居豊穎、平田盛胤等といふ当時における「国学の大家」達の媒介にて賀茂真淵の後裔である岡部清子(喜代子とも)の養子となり、後に「賀茂」姓を継いでゐることである。⁽⁴²⁾

ここでは、靖國神社宮司の中では例外的に比較的多くの著作を残してゐる賀茂百樹の著述を取り上げ、その靖國神社観を検討してみたい。当然、それを窺ふためにまづ繙くべき文献は、賀茂百樹が編輯した書物として最も有名な明治四十四年十二月二十六日発行の『靖國神社誌』⁽⁴³⁾であらう。同書は、靖國神社の歴史を研究する上では欠かすことの

出来ない基礎的文獻であるが、近年、社会学者の佐藤俊樹は、『靖國神社誌』の性格を論じてユニークな指摘を行なつてゐる。⁽⁴⁴⁾佐藤は、「明治四〇年代から神社は大きく姿を変える。（中略）明治四〇年代以降の宮司の眼差しから、一貫して過去を眺めている」、或いは明治二、三十年代以降に成立していく「宗教学が前提とする、かなり近代的な宗教観念がやはり創建当初からあった、とする」眼差しが『靖國神社誌』の大きな特徴であると指摘した上で、同書の語る靖國神社イメージは、近世の都市感覚を引きずつてゐる斎藤月岑『武江年表』続編の記述にあるやうな、明治初年の「招魂社祭礼」における「祝祭」的イメージが殆ど見られない、一面的なものであると論じてゐる。⁽⁴⁵⁾無論、同書は、賀茂百樹が宮司を拝命した明治四十年代の地点から編まれたといふ時代性や記述における若干の不備は否めない所だが、賀茂は単に文献のみの検討から『靖國神社誌』を編纂しようとしたのではなく、明治四十二年の宮司着任当時から、明治初年の招魂社創建当時を知る生存者からの聞き取りや実地調査に赴いてゐた形跡が見られることも確認して置くべき事柄だらう。次に挙げる賀茂百樹の歌集の詞書にそのやうな営みの一端が窺へる。⁽⁴⁶⁾

男爵船越衛翁と招魂社旧社地を見る神社誌編纂の爲めなり翁は大村（引用者注Ⅱ益次郎）大輔の下にありて招魂社創建に係せし生存者の一人なり翁曰く明治の初年大輔に従ひて社地を巡視する時大輔の云はるゝに西洋には馬車と云ふものありこの坂地にも用ゐて上下すべきなりといはれし声今耳に在りこの坂町は九段の石壇ありし故九段坂と云ふなりとくさくかたられき

先々代宮司の青山清、先代宮司の賀茂水穂といふ歴代宮司の編纂の意志を継承し、職員の補助を得ながらも自らこれに従事して完成させた『靖國神社誌』の編纂経緯については、同書の「緒言」に具に書かれてゐるが、本稿ではそ

の事情の一端を伝へる公文書を紹介して置きたい。明治四十四年七月四日に靖國神社宮司・賀茂百樹は、陸軍省副官・竹島音次郎宛に「靖國神社誌出版ノ件申請」を提出し、十二日に裁可を得た。⁽⁴⁷⁾申請においては、「本神社ノ記録散逸センコトヲ恐レ兼テ編成セシ靖國神社誌ハ昨年六月ヲ以テ大臣閣下へ呈出致シ其後出版發行致度希望ニテ本年度予算中へ該費金見積り御承認ヲ受居候ニ付テハ今般左ノ條項ニ依り出版致度候間更ニ御認可相成度候也」として、印刷部数一千部、製本体裁は和製本、陸海軍両大臣と宮内大臣の序文を加へること、「但相叶ヒ候ハ、皇族殿下ノ御題字ヲ加ヘタキコト」、出版の上は、各皇族、陸海軍各官衙、内務省神社局、朝鮮・台湾兩總督府及び関東都督並びに道庁各府県、「各官国幣社中其神社ノ神社誌ヲ受ケシモノ」へ一部づつ贈呈すること、残余の冊子は金一円訓告以内の製本料を定め、希望する遺族その他へ漸次授与すること、印刷は「小林又七」へ下命することを列挙してゐる。

また、賀茂百樹には、宮司着任の年である明治四十二年の八月、「近頃靖國神社史を編まむ」としてゐる渦中において、日本民族の国民性について論じた興味深い小文がある。⁽⁴⁸⁾

賀茂はその文章で、「その忠義の心にも強弱あるべし、戦闘力を失ひては、宜しく敵に降伏すべしと云ふと、戦ひ斃れてさて後に止むべしと云ふと、斃れし後も護国の神となりて、大君の御為に尽し奉ると云ふと、この三階級につき、わが国民性はいづれの心を以て君国に對しつゝあるか、予は断言す、我大和民族は「死しては即ち護国の神となる」と云ふ、至忠至誠の信念を以て、君主に對し国家に對して活動しつゝ今日に至りしなりと、こは今更めかしく喋々せずとも、人の熟く知れることなれど、よく知れることは、却つて心付かぬものなれば、驚かしつるなり。」と述べ、末尾には、「生きてこの国家に尽し、死して此国家を護るの神靈に對しては、假令其神靈の子孫は断絶すとも、其祭祀は国家と悠久して絶ゆることなし。これ我が国家が家族的に發達して、天皇の万世無窮に其族長として統治し給へればなり。さればこの国家は他人の国家にあらず、わが一戸の範圍の広くなれるのみなれば、生きても死してもこの国

家の永続に尽さざるべからず。これやがて国民性となりてこの国体の精華を濟せるなり。実にも妙に不可思議なる御国体なる哉。」と記し、家族国家觀に基づく国体意識の延長上に「護国の神」を位置付けてゐるのである。

『靖國神社誌』は、賀茂百樹の一著作といふよりは、やはり「神社誌」としての体裁から靖國神社による公刊書といふ性格が強く、網羅的な史料の提示による堅実な記述となつてゐる。一方、これに先行して明治四十四年の二月に發行された、『靖國神社事歴大要』⁽⁴⁹⁾の方は、より率直な賀茂百樹の靖國神社觀が記されてゐる書物だといへる。

まづ、「○鎮祭起源の事」の中で、一通り東京招魂社の由来を述べた後、「維新以来、喜んで護国の神となりしもの、夫れ幾千万人ぞ、わが祭神の高潔、亦大神の勇退に似たりと云ふべし。而して、明治の皇業と、天孫降臨のことゝは、皇祖天神と、わが皇上の仁慈なる御威徳とにより、大己貴神と、わが靖國神社祭神との一大精神を發揮したる結果によりて完成せし、歴史上の二大事件にあらずや、」と天孫降臨と明治維新、或いは大己貴神と靖國神社祭神との對比が試みられてをり、そのユニークな祭神觀の一端が示されてゐる。

また、靖國神社に合祀された「以上の祭神は、其の在世に於ける位勲官等の高卑族籍男女の差別こそは坐しませ。其高潔な大精神に於いては、共に皆一なり。されば、生ける時には、仮令身を卒伍の卑きに置けりと雖も、高潔なる大精神に於いては、既に業に自ら神なり。これ、即ち、わが陛下の、神と齋はせ給ひて、至尊無上の御身を以て、玉冠を傾けさせられて、礼拝の誠を致させ給ふ所以なり。抑、神に正邪公私の別あり。恐くも、天皇の、神位を与へ給ひしものは、公神なり、正神なり。私に齋きて神と潜称するものと、宵壤の差あることを知らざるべからず。」と記し、靖國神社祭神の一種の「平等性」の確認とともに、その「私的」な性格のものではない「天皇の、神位を与へ給ひしもの」としての「公神」的な性格の重要性が指摘されてゐる。さらに、次のやうに祖先信仰から靖國神社信仰までを「忠孝一途の要道」で繋いだ日本的「平和」觀も提示された。⁽⁵⁰⁾

古来、我が国は、平和を以て国是とす。大古、伊弉諾尊の、此の国を名けて、浦安国と称し給ひしも、是れなり。元来、わが国民は、協同の祖先に起りて、外には君臣の義あり、内には父子の親あるが故に、君は民を愛撫する御心深く、民は君を尊親する念厚ければ、君は、いかにしてか、国家を平和になして、万民を安寧ならしめんと、叡慮を勞せさせ給ひ、民は、いかにして、国家を平和にして、宸襟を慰安し奉らんと、身命を碎きぬ。されば、国歩艱難なるや、挙国一致、身を忘れ家を捐て、この平和の為に致さんとす。親は、斯の如くにして、死して以て子に忠を訓へ、子は、斯の如くにして、死して以て、更に孝道を傷らず。祖先の霊も、亦、之を見て、衷心より歡び、子孫も亦、之を伝へて、家の名誉とす。所謂、忠孝一途の要道、茲に存せりと言ふべし。斯く、安国たらしめんとする、上下の大精神は、二千有余年の歲月と戦ひて、世界万国中、絶対無上の国体を造りぬ。否、是より、益進みて、平和の間に、天壤無窮の皇運を扶翼し奉らんこと、子々孫々、更に變ること無く、わが靖國の神靈の如くなるべし嗚呼、靖國の御社号、深旨ある哉、嗚呼、国家を泰山の安きに置き坐せるは、靖國の神に坐す哉。

そして賀茂は、「祭神の遺愛たる遺族諸氏も、祭神の、斯くの如くなりしを、一家一門の名誉として、又祭神の如く、私情を擲ちたるなれ。然りと雖も、其の此に至らざるを得ざりし心情を察すれば、其の悲惨、実に同情に堪へず。而して、今や、幽顯、界を異にして、斯の熱烈なる情緒を、祭神と共に目前に交ふことを得ざるに於いてをや。是れ、恐くも、至尊陛下を始め奉り、国民の共に泣きて意を注ぐ所なり。而して、当神社に於ても、祭神に対して、崇敬の款を尽さしめ給ふと共に、祭神の遺愛たる遺族に対して、特別待遇の典を以てせらるゝ所以なり。」と述べ、個々の遺族に対し、天皇と国民が「共に泣く」といふ印象的な表現で哀悼の意を注いでゐる。さらに、「遺族に次い

で、又、特別待遇すべきものは、軍人諸士なり。直接に、国家の変に際して、進んで固有の大精神を発揮するものは、軍人なればなり。「靖國神社にて面会せん」といふ語は、卅七・八年役当時、軍人の、別に臨んで発する常語なりしに非ずや。生ける時、既に、軍人の精神は、本神社に萃まる。祭神と其の精神に於ては、既に分つ所有らざるなり。而して、彼の廢兵に至りては、更に、同情すべきもの有り。其の手其の足は、祭神と同じく、戦場に於て失ひしに非ずや。」と生還した傷痍軍人に対しても「祭神と其の精神に於ては、既に分つ所有らざる」存在として認識し、特別待遇の必要性を主張してゐる。

このやうに、從來余り注目されてこなかつたが、『靖國神社事歴大要』は、賀茂百樹が、①天孫降臨と明治維新の対比に基づく大己貴神と靖國神社祭神との対比、②靖國神社祭神の一種の「平等性」とその「公神」的な性格の重要性の確認、③祖先信仰から靖國神社信仰までを「忠孝一途の要道」で繋いだ日本的「平和」観、④遺族と生還した軍人に対する特別待遇の必要性など、自身の靖國神社観を極めて率直に展開した貴重な書といへるのである。

六 賀茂百樹と靖國神社祭日の「国家の大祭」化構想

ここで、大正十四年三月上旬に賀茂百樹が首相及び陸海軍大臣らに進言した意見書⁽⁵¹⁾を取り上げて置きたい。この意見書では、靖國神社は「外国の貴顕、及使節等の来朝するもの必参拝し。今や国際的神社」であるとの認識のもと、「現状を見るに、靖國神社の例祭は一神社の例祭にして、皇室の殊遇と、陸海軍人の参列あるのみにして、一般国民は我不関焉たるものゝ如し。未曾て首相の詣りて敬意を表したるだに聞かざるなり。」として、米英仏伊四国列強の戦歿者慰霊・追悼施設における記念日の休日制度化の事例を挙げた。その上で、「以上諸外国に於て、国民教養上最注意

せるに比して、我靖國神社の祭日の国民に直接に何等の交渉なきに驚くべし。靖國神社のことは小学校の教科書に記載すと雖、祭日に当りて一の規定なく、神社附近の小学校の外、其他の中等学校官衙等は仮令其附近に在るも一向に知らざるものに似たり。世道人心萎して導かざれば、国民の思想悪化し、尚武の風日に衰へ、奉公の念（引用者注Ⅱ年）月に薄らがん。之れ国家を念ふものゝ常に留意する所、曩に大正三年帝國議會に提出せられたる靖國神社祭日を国の祝日となすの建議は、衆議院に於て満場一致可決し、爾来年々憂國の士の請願となりて院議に上り採択せられしこと数回に及び然るに未だ実行を見ざるもの。道途に伝ふる所によれば、靖國神社の祭日を休日となさば、樺原神宮明治神宮の如きも休日とせざるべからずと。両神宮例祭日の如き、国民教化に資する所あらば何ぞ之を妨げん。然りと雖紀元節の二月十一日、神武天皇祭の四月三日、明治天皇の七月三十日は国の祝祭日として官民の齊しく欽恭の意を表する所たり。又説をなすものあり。曰く、神社には神社の制度ありて、其祭日は国の休日となすこといかがあらんと。之れ大宝令延喜式等に神社の祭日が、国家の祭日に加へられたるを知らざるなり。仮令、其制度なしとするも、靖國神社の如く、数万の祭神を祀り、尚将来に増加する神社の制度古来之れありや。外国の如く神社にあらざれば国祭日ともなすべし、神社なるが故に休日ともなすべがらず、と云ふ如きは一笑にも値せざるなり。」と現状を嘆き、具体的には次のやうな事項を建議してゐる。

一 靖國神社例祭日を国の休日となすこと。

- (イ) 当日は首相閣僚を率て靖國神社祭典に参列し範を国民に示すこと。
- (ロ) 靖國神社へ勅使参向御祭文奉読の時間（午前九時）を期して国民一斉に敬意を表すること。
- (ハ) 当日は祝祭日に準じて全国各戸に国旗を掲げしむること。

(三) 全国各学校に於て遥拝式を行ひ、児童をして感謝、尚武、愛国防防の精神を起さしむること。

(ホ) 市町村に於て、市町村長、在郷軍人会等主催となり氏神社或は所在招魂社等にて該町村出身の戦死者招魂祭を行ひ殉国者を遇するの道を教へ、遺族を慰安せしむること。

(ヘ) 各地方に於て行はるゝ招魂祭(師団所在地其他にて現今行へるものを云ふ)を此日に行はしむること。

この意見書について、川村邦光は、文中にある賀茂の「靖國神社祭神は、大正十年まで合祀せられたるもの、既に、十二万三千一百九十九柱に及び、尚今後無限に増加せらるべき性質を有す。」と述べた部分を取り上げて、「驚くべきことに「今後無限に増加せらるべき性質を有す」とまで主張している。戦争だけが頼りの神社であることを、はからずも、あるいは意図して吐露している。」と皮肉を込めて論つてゐる。⁽⁵²⁾しかし、賀茂は戦争が溢れてゐた当時の日本を取り巻く世界情勢のリアリティを踏まへた上でこのやうに述べたのであり、さらにこの言に続いて、「而して其祭神には、上下の階級、男女の差別あることなく維新前の祭神には、志士、列女、百姓、町人、公卿、藩主、神職、僧尼あり。明治已後の祭神には陸海軍人、地方官、外交官、警察官、看護婦、水夫、従僕職工等。あらゆる職業の人々を網羅し、苟も、国難の為に斃れたるものにして合祀せられざるはなし。之を祭神の郷貫より見るときは、全国各町村に亘り、朝鮮に於ける新同胞をも合祀せられたり。斯く階級を超越し、国民を総合す、之を要するに義勇奉公の全国民精神を崇祀せられたるものなり。」と記し、明治末期には『靖國神社事歴大要』でも述べられてゐた、靖國神社祭神の「平等性」の性格が「全国民精神」に關はるものであること、即ち好むと好まないにと拘らず「国難」と対峙せざるを得ない全ての国民に無關係の神社ではないことを訴へたかつたのである。

この点に關して、昭和天皇大礼の年、戊辰戦争から六十年経つた昭和三年に、賀茂が書いた明治元年戊辰の年の殉難者を回顧した文章を見てみたい。⁽⁵³⁾ここで賀茂は、「而してこれら殉難者出身地を調査するに全国各地方に亘つて居つ

て一人も出なかつた県は無い」と当時まだ日本の版図でない沖縄県以外の全ての府県に殉難者がゐたことを指摘し、「薩長土は勤王の先唱者であつたので之れに従つて働いたのは日本総動員であつたのである。」と述べた。そして、「こ
う云ふ国家に性命を献げて、現在吾人がこの文明の恵沢を受けつゝ太平に謳歌して居るこの有り難き大御世は（引用
者注Ⅱの）一半は、これらの性命を犠牲にせられた人々の賜物であると云ふことである、この賜物を受けつゝどうし
て還暦したこの戊辰に沈黙して居られよう。／何とかしてその恩に酬いたいと云ふ一念を世間の各階級の人々に告げ
て一考を煩はしたのである、人心浮薄の時に於てこの国家慶祝の年において、先人の恩に報ゆべきは人類礼節の上
に大切な事であるからである。」と締め括つてゐる。

先述したやうに、賀茂は、靖國神社が單なる「軍人のための神社」と化することを嫌つてゐたが、軍の意向を反映し
てか、当時の一般国民においても、靖國神社が「軍人のみを祀る」ものであるといふ誤解が生じてゐることを察して
ゐた。これに対して賀茂は、昭和七年四月十五日午後七時半より、靖國神社臨時大祭を前に東京放送局から全国にラ
ジオ放送された講演の中で、「靖國神社は軍人のみを祀らるゝ神社でなく、恰く全國民の祀らるゝ神社で、今日では
朝鮮人も十数名祀られて居り、總國民の精神の結晶せる輝きである事を知るべく、また戦争なるものが、國民全体の
負担たるべきをも思ふべしである。」とその誤解を解きつつ、「然らば靖國神社には如何なる人が祀られてゐるのであ
るか、将来に於てどういふ資格あるものが祀らるゝのであるかと申すに日本國民にして戦役事變に際して国難に殉じ
たるものが、合祀の栄典に与るものである。語を替へて云へば自己の生命を國家の生命に継足した神たる資格のある
ものが祀らるゝのである。」といふ印象的な言葉を残してゐる。⁵⁴ また、同趣旨の文章である、満洲事變による戦歿者と
合祀漏れだつた者の合祀のための靖國神社臨時祭を前に記した昭和十年四月の一文では、「世間では動もすれば、靖
國神社を以て軍人のみを祀る神社也と思惟し、且、こゝには平時に於ける軍人の殉職者も合祀せらるゝものゝ如く考

へらるゝ向あるは誤りである。」として、次のやうに記してゐる。⁽⁵⁵⁾

成程軍人は国防第一線に立つのであるから、合祀祭神中の多数を占むるは、当然であるが、さりとて平時の遭難者は一人も祀られて居らぬのである。

即ち明治三十五年一月六甲田山（引用者注Ⅱ八甲田山）に於ける青森聯隊雪中行軍の犠牲者を始めとして軍艦河内、新高、松島、筑波、近くは友鶴等の爆破顛覆其他飛行機の墜落火薬の爆発等の事故に依る平時の殉職者は夥しくあるがそれ等は一切合祀の詮議に与つては居らぬのである。

されど一方又直接戦争に従事せずとも征戦の事に関係してその為に殞命せるものは、病死と雖も、合祀の恩典に浴するのであるから、現に軍人軍属以外にも戦役及事変による殉難者として、合祀せられし人も少くなく、その中には地方官、外交官、鉄道員、警察官、船員、看護婦其他雑多の職業の人々を含んで居るのである。

此等の五千柱に維新前後殉難者七千余柱を加へると、軍人軍属以外の祭神は優に一万二千柱あり、就中警察官の祀らるゝものは、千七百柱に達して居る。

之によるも靖國神社は、たゞに軍人軍属のみの祀らるゝ神社ではなく、靖國の御社号の示す如く、身命を捧げて国家の大生命の彌栄に資せる国民の悉くを、陛下の思召によつて祀らるゝ神社であり、いはゞ全国民の忠君愛国の大精神の結晶とも申すべきである。

明治三十七年鏡といふ御題にて

国といふくにのかゞみとなるばかりみがけますらを大和魂

と詠ませ給へる御製がある。わが国民はよくこの大御心を体して国家発展の人柱となるを最上の喜びとも名誉と

そして、年毎に神社の光を加へ来たわけであると信ずるのである。

但し、賀茂は靖國神社に祀られない平時の陸海軍殉職者を決して無視してゐた訳ではなく、「この御氣毒な平時の殉職者に対して別に私案はあります⁽³⁶⁾」と述べてゐることからも、何らかの方策を考へてゐた節が見られるが、その具体案は知られない。ともかく、少なくとも靖國神社祭祀のみが軍人殉職者の慰霊・追悼・顕彰であつたのではなく、別の形の慰霊・追悼・顕彰が十分有り得ることを示唆してゐる点は確認して置きたい。

先の大正十四年の意見書に立ち戻れば、川村邦光のやうな皮肉を込めた分析よりも、次に挙げる白川哲夫の問題提起の方がより興味深い⁽³⁷⁾。白川は、この意見書に触れて、「一九二〇年代以降、欧米の「戦没者慰霊」のあり方を紹介することを通じて、日本のそれをも見直そうとする論説が相次いで出されるようになった。」と述べ、その理由として、「そもそも国家として統一的に「戦没者慰霊」を行う体制に関する発想が、日本に定着していなかったからではないか、靖國神社や師団招魂祭は「軍」の慰霊施設あるいは行事として受け止められていた。また「殉難者」については、国家の礎を築いた存在として「顕彰」の対象ではあつても、それは「閉じた」範囲で祭祀されていただけだった。こうした状況の問題性を主張する理論的根拠が、国内からは見つからず、海外の動きを絶好の根拠として取り上げたのではないか。」との指摘を行なつてゐる。

この点の本格的な考察は今後の課題としたいが、実際、白川のいふやうに、明治期より、様々なレベルにおける招魂祭、公葬に見られる公的・集合的な慰霊・顕彰行為は、必ずしも神式のみではなく仏式或は神仏合同で行なはれることも多く、それぞれが各地域や組織の中で完結する構造を持つた祭典として執行されてをり、靖國神社を頂点とするある一定のヒエラルキーを持つた国家による統一的な慰霊形態ではなかつたといへる。但し、白川は護国神社制度

の整備など、これ以降の展開において統一的な慰霊形態が成立していくとするが、筆者は、「国家神道」の担ひ手たる政府自体には、明治中期の産物である一編の「神職葬儀不関与」達（内務省達乙第七号）でさへ一向に捨て去ることはなかつた、つまり神職の公葬への関与を許さなかつたことから、神道式による統一的な戦歿者慰霊・顕彰制度構築への情熱はなかつたと考へてゐる。翻つていへば、「靖國神社、護國神社は、明治維新から太平洋戦争の敗戦にいたる七〇余年にわたつて、この国を支配した近代天皇制の全構造を、あますところなく反映する宗教施設⁽⁵⁸⁾」といふやうな村上重良の大仰な物言ひは到底成立するはずがないのである。

ましてや大正十四年の賀茂の建議さへ、政府に採用されることがなかつたのである。大分後年になるが、昭和十三年一月十三日における帝国議会においても堤安次郎が、正に賀茂の建議と同様、国際的な観点から同趣旨の質問を行なつてゐる⁽⁵⁹⁾。しかしこの時も末次信正内相は「靖國神社ハ陸海軍ノ所管」であるのでこれとの相談も必要であるし、様々な方面の事務的な関係もあるから「慎重ニ研究ノ上決メタイ」と言葉を濁すばかりで、結局実現することはなかつた。この靖國神社の祭日を国家の大祭日しようとの論は、明治後半期の日露戦争後において、すでに芳賀矢一が「靖國神社祭日を大祭日にかへられたし⁽⁶⁰⁾」と主張してゐたことにも見られるやうに、長年の懸案事項であつたが、村上がいふやうに靖國神社が「国家神道の重要な一支柱」であるならば、何故それが実現しなかつたのだらうか。

ただ、賀茂の建議の（ロ）にあつた「靖國神社へ勅使参向御祭文奉読の時間（午前九時）を期して国民一斉に敬意を表すること。」といふ点については、その趣旨のままではないものの、次のやうな展開があつた。昭和十三年四月七日、「靖國神社臨時大祭ニ際シ全国民黙禱ノ時間設定ニ関スル件」が次官會議決定となり、「今次事変ニ於テ戦歿セル護國の英霊合祀ノ為靖國神社ニ於テ近ク臨時大祭執行セラレ来ル四月二十六日 天皇陛下ノ御親拝ヲ辱ウスルニ当リテハ此ノ嚴肅ナル祭典日ヲ期シ全国民黙禱ノ時間ヲ設定シ殉國ノ英霊ニ対シ敬虔ナル感謝哀惜ノ意ヲ表シ以テ忠勇ナ

ル遺烈ニ応ヘントス」といふ趣旨で、「(イ) 四月二十六日 天皇陛下御親拝ノ時刻ヲ期シ当日午前十時十五分全國民ハ各々在処ニ於テ靖國神社ニ対シ一分間黙禱祈念ヲ為スコト／＼(ロ) コノ為同時刻ニハラデオ放送、サイレン、鐘等ヲ用ヒ適当ナル周知方法ヲ講ズルコト」を実施方法とする旨が合意をみてゐる。⁽⁶¹⁾これは、先の堤代議士も靖國神社の祭日を国家の大祭日とすべきとする論の前提として言及した、欧米各国における戦歿者への弔意方法、とりわけ英国のセノターフにおける王、首相、閣僚、軍代表が参拝する際の二分間の「黙禱」を視野に入れたものであるといへるが、支那事変(日華事変)勃発後の「準戦時体制下」、或いは「戦時下」においては、来るべき「総力戦」を見越して、「黙禱」といふ形で、靖國神社の臨時大祭を通じた全國民の「時間的共有」が実現していくのである。⁽⁶²⁾

七 賀茂百樹と靖國神社の「英霊」観

昭和七年、靖國神社社務所が「軍人勅諭五十年祝典記念事業の一として」発行した『靖國神社祭神祭日曆⁽⁶³⁾』は、文字通り、一月一日から十二月三十一日までの毎日、その日死歿した祭神の名を列挙した書であるが、賀茂百樹の記した「おくがき」には、「本書を祭日曆略と称するは、日毎日毎の英名の列記を略したからである、これは甚遺憾のことであるが、小冊子ではやむを得ぬ。こゝに祭日と称するのは云ひ慣れた詞に従つたのである。靖國神社祭日は春秋兩度の例祭日及小祭以上の祭が年中に五十余度も行はれる、これは国家として行はしめられる、公式祭である。祭神御銘々の命日祭は神社限り行ふもので遺族としては忘れてはならぬ日である。」と説明されてゐる。

また、賀茂は、「遺族より見れば父なり、兄なり、夫なりであるか、これに神格を授け給へば申すまでもなく、国家の神である。人間にして国家の神たるは最高の栄位である。国家の神となれば、国家と共に永久の生命である。そこ

で神霊と人霊との分別を明にせねばならぬ。遺族としては、わが祖先として祀ると共に国家の神霊として忘れてはならぬ。」と述べ、「また靖國神社の祭祀の国家として国民として重んずべきことも、上に述べたる外に出ぬことは申すまでもない。そう云ふ精神で、わが祭日曆編纂のことは既に二十年も以前に於て企画したものであつたが、此間幾多の労苦を経てこれを完成するに至つたのは、往し昭和二年四月のことである。爾来日供奉献後に、当日の命日に当る神霊に対し特に奉拝を奉仕することゝ為し、昭和五年二月よりこれを当該遺族に通知して、家庭に於ても拝礼すべき事を促し現今に至るまで実行せられてをるのである。」と記してゐる。

遡れば、賀茂百樹は明治四十三年十月二十三日に陸軍省副官・山田隆一に對して「祭神名簿索引編纂ノ件申請」を提出し、当時の祭神帳が「部隊別ニシテ殊ニ明治廿六年以前ノ合祀祭神ニ於テハ甚タ混雜」してゐるとして、「今回五十音索引トシテ祭神名簿編纂致度候」と述べた上、第一着手として維新前後の祭神より調査したいので、助手を一名雇ひ入れ、その編纂に要する必要経費を工面して貰ひたい旨を申請したところ、認可を得てゐる。この申請からは直接の関りは窺へないが、当時から、「二十年も以前に於て企画した」といふ『靖國神社祭神祭日曆略』の制作が念頭にあつたことは十分推測し得るだらう。

大濱徹也は、『靖國神社祭神祭日曆略』に言及して、「この営みには、命日に個々の死者をめぐる記憶を想起することなく、「靖國の神」「国家の神霊」を認識しえない現状がうかがわれる。総力戦下の死は、死を無名化するのではなく、「姿なき入城」が問い語つたように、個別的なる世界にとりもどすことでしか説き得なかつたのである。」と述べてゐる。陸軍省調査班が昭和七年四月に編纂した『靖國神社臨時大祭に方りて』といふパンフレットにおいても、「靖國神社こそ国民の神の一つである。其祭神の国家の隆昌と共に増加せらるゝ如き、全国郡村に亘り祭神の遺族あらざるなく、国民の崇敬を一にせる如き、実に其特殊性である。皇国の隆盛益々加はるとき、神意は愈々安らかである。

茲に最後に祭神に捧ぐべきものは、縦ひ世界の風潮が如何に推移しようとも、我が民族は、祭神生前に於ける夫れの如く、万代不易、一に皇国発展の爲、挙国一致の力を以て、興國的に精神作興の実を挙げ、只管に君国に尽さんことの誓約でなければならぬ。⁽⁶⁶⁾と記されてゐるやうに、靖國神社の祭神は、村上重良がいふやうな「英霊」とよばれる没個性的な祭神集団」であつたのではなく、まさに個別具体的でありながらも「国民の神」、即ち「国民」的総合性への志向性を持つといふ「英霊」にほかならなかつたのである。

このやうな個別具体的でありながらも「国民」的総合性への志向性を持つといふ「英霊」観の発露が明確に示されてゐるのは、昭和八年から十年に亘つて編纂された全五巻五千余頁といふ圧巻の大著である陸軍大臣官房・海軍大臣官房監修『靖國神社忠魂史』（靖國神社社務所発行）⁽⁶⁷⁾であらう。その凡例には、「祭神はその所属（藩・府県名又は部隊号）、戦死・病死及び不慮死の年月日、死亡場所、官職等級、氏名（同日死歿は同一官職等級内にて五十音順）、本篇（維新篇にありては年齢）の順序に一柱毎に区分列記せり。」「特別のものの外祭神個人の事蹟は之を記述せず。当時の所属部隊並に艦船の行動を述叙して之に祭神を配することとせり。」とある。また、各巻に祭神名索引を付してゐることも、その「個別性」へのこだはりを垣間見せてゐる。

『靖國神社忠魂史』第一巻に収録されてゐる賀茂百樹「本書刊行に際して」は、「即ち苟も帝国臣民にして聖慮を奉体し、国家非常の秋に際して二つなき一身の生命を国家の生命に継ぎ足した者は、貴賤上下・老幼男女の別なく靖國神社に祭祀せられてゐるのであります。又之を祭神の郷里から見ますれば、汎く全国各町村に亘り、已に台湾朝鮮に於ける同胞も合祀せられてゐるのであります。／かくの如く靖國神社の祭神は階級を超越し、国民を綜合した忠勇義烈の御霊でありまして、換言すれば実に忠君愛国の全国国民精神を表現し給ふところの神であると申すべきであります。／されば靖國神社の祭祀が衰へる時は国民の元氣が衰へる時であり、靖國神社の祭祀が盛んなる時は国民の元氣

も亦盛んになる時であります。／而も今日吾々がその恩頼に依つて生き、限りなき皇澤に浴しつゝあるを思へば、靖國神社祭神十二万八千余柱の英霊に対して感謝せざるを得ますまい。／乃ち祭神の事蹟を顕彰し、その神となられた瞬間の心を以て全国民の心とするならば、上皇室の御仁澤に對へ奉り、祭神の偉霊を慰め、進んでは天壤無窮の国運を扶翼しまつるの所以であると信ずるものであります。／本書編纂の趣旨も実に茲にあります。」と記してゐる。⁽⁶⁸⁾

また、昭和十年、靖國神社社務所が発行した『靖國神社御祭神遺族の栞』⁽⁶⁹⁾は無署名だが、その内容から宮司の賀茂百樹の著述と言つても良いものである。本書では「銘々の有つ有限の生命を捧げてこの国家の大生命に足し加へ融し込んで、この大生命を無窮に榮えしめることこそ国民の最も光榮ある御奉公とせらるゝのでありまして、一度戦の場に出で征つては、生死はもとより顧る所にあらず、かくて国家の大生命に融け込み継ぎ足された自己の小生命はこの国家の大生命の中に在つて、相共に永遠無窮の幸を享くるものとの固い信仰を抱いて居るのでありまして、かゝる理を如実にお示しなされしが我が靖國神社の御祭祀であると拝察するのであります。」と遺族に語りかけてゐるが、こゝでも、個別的な「小生命」が国民国家における普遍的・総合的な「大生命」に「融け込み継ぎ足され」といふ「生命」観が表明されてゐる。このことから想起するのは、明治末年あたりに始まる「生命」を中心概念に据ゑた様々な思想の渦である「大正生命主義」⁽⁷⁰⁾や近代日本の新宗教の特徴を示してゐるとされてゐる「生命主義的救済観」⁽⁷¹⁾などのタームであるが、賀茂の場合は、昭和に入つてから「生命」もしくは「性命」の語を用ゐて靖國神社祭神の個別―普遍・総合を語り始めてゐる模様であり、さらにいへば、「生命」のみで靖國神社祭神の性格を語り尽くしてゐる訳ではない点に注意すべきであらう。

八 むすび ― 賀茂百樹の「中今主義」―

本稿で見てきたやうに、明治末期以降の「神社行政統一」といふ「国家神道」の拡大志向にも拘らず、靖國神社との歴史的密接性を主張する陸海軍省がその管理を手離すことはなく、「単なる軍人のための神社化」さへも懸念されたが、三十年の長きに亘り靖國神社宮司を務めた賀茂百樹の様々な尽力もあつて、何とか「一般国民にとつての神社」の性格は失はれなかつたといへる。また、これまで、賀茂百樹の様々な言説や、靖國神社祭神に関する多様な編纂物において見てきたことから明らかなやうに、さらにより一層積極的に「国民」との繋がりを重視するといふベクトルが強かつたといへよう。

ここに至るまで、賀茂百樹の靖國神社観、及びその「英霊」（靖國神社祭神）観について縷々述べてきたが、最後に当たり、賀茂百樹の靖國神社観の基盤となる神職観、神社観、神道観、宗教観とその自身の信仰について若干述べて置きたいと思ふ。

賀茂百樹は、その若き日に「神職道心得書」（明治三十三年一月）⁷²を書いてゐる。その中の「神職之心掛」には次のやうに記されてゐた。

神職は祭神の学者たり。場合によりてはその祭神の表現者たるの覚悟あるべきなり。修養を積みてこの覚悟を以てすれば、人格の向上と共に自ら神徳も高く輝きて神社は隆盛に至るべし。これ深く日常に注意せざるべからざるなり。何となく道貌そなはりて俗者の企及ばざる気品ありて世人より半大明神とも生神様とも尊敬せらるゝなり若し夫れ修養する所なくして徒に神の表現者たるを気取らんかそれは狂者なり。返すくも注意すべし。神職

の心掛とすべきこと数多あれども今その最大なるものを掲ぐるのみ。

賀茂百樹は、まだこの時期には靖國神社とは関わりがなかったが、明治四十二年以降、靖國神社宮司の立場において、「祭神の学者」としての神職の職務に全力で取り組んだことが、『靖國神社事歴大要』、『靖國神社誌』、『靖國神社祭神祭日暦略』、『靖國神社忠魂史』といふ質的にも量的にも靖國神社宮司としては不朽の業績に結実したといへるのである。

また、賀茂は元来、国学者らしい国語学的研究や注釈作業、考証に取り組み、『日本語源』上・下（賀茂百樹翁記念刊行会、昭和十四・十五年）や『明治四十一年十月十三日 詔書大意』（賀茂百樹、明治四十二年）、『玉鉉百首略解』（一致堂書店、明治四十四年）などの数々の著述を物してきたが、特に即位の礼、大嘗祭の問題については詳しく、大正大礼の際には、『通俗講義 登極令大要』（会通社、大正元年⁷³）といふ数少ない登極令の解説書も記してゐるほどである。その賀茂が大正四年に「大嘗に預る神祇⁷³」といふ小論を書いた時、大嘗祭の意義を噛み砕いて解説した後、次のやうに記してゐる。

茲に天神地祇と申せば、吾々の現世間と駆け離れた二千年乃至三千年過去の遠い世の神々の様にばかり思はれるのであるが、決して然うでない。此等の神々の中には吾々の先祖もある、吾々の親族のものもある、否現に嘗ては現身を以て此世に在りし頃、吾々と共に言葉を交はし顔を合はせた方々もあるのである。斯く申せば甚だ不思議のやうであるが、実は此等神々の中には、吾が靖國神社の御祭神もましますのである。未だ世間の人の多くは存知する者が少いやうであるが、夙く吾が靖國神社の御祭神は明治天皇の臣下の忠誠を思召さるゝ厚き大御心

から、宮中神殿の中に御祭り込みになつて居る。その神殿の御祭神は悉く御大礼の御式次の都度には御祭事に預り、且つ大嘗祭の当夜には親しく陛下の御請饗を享けさせ給うのである。靖國神社の御祭神は、最も近く吾人と生前に於て御近づき下さつた方々ではないか。想へば賤が伏屋に生ひ立つたものでも、君国のために忠義の鬼となつたものは既に陛下から神格を御授けになり、二千年三千年前の功績偉大なる神々と共に、御肩を並べさせ給うて神の御座に鎮りまして居る。而も大嘗祭当夜に於ては、畏くも尊貴無上の皇祖天照皇大神と御同列にて、至尊御手づからの御饗応に接し給ふのである。御祭神の遺族は素より、帝国の臣民たるもの、此一事を拝承して感泣せざるものがあらうか。

ここでは、大嘗祭を主題とする論考であつても、「祭神の学者」として、天皇の饗応を受ける天神地祇の中に、靖國神社の祭神をしつかりと位置付けてゐることが注目される。

さらに賀茂は、昭和九年に十二月に、「此の伊勢の内宮と外宮との御關係が、やがて明治神宮と靖國神社との御關係ではないかと、恐れながら私かに思惟し奉ります」と語つてゐる。⁽⁷⁶⁾そして両者の關係性について、「顧れば、雄略天皇の御時代には、専ら農事殖産を興し、国力充実の必要があつてそれがやがて天照大神の大御心として、豊受大神宮の奉斎となつて現れた如くに、明治天皇の御時代には特に護国のために大いに尚武を御奨励にならなければならぬ、従つて既に国事に斃れたる忠烈の諸士を顕彰し祭祀し給ひ、兼ねて後來の志士をも御奨励になつたのであります。」と述べ、「明治神宮は国民忠誠の結晶であり、靖國神社は皇室御仁慈の発現である、」と位置付けてゐる。古制を探るといふ極めて「国学的」な考察手法であるとともに、国家の黎明期と国民国家の形成期（或いは確立期）における事象の対比といふ点は、かつて『靖國神社事歴大要』に見られた天孫降臨と明治維新、或いは大己貴神と靖國神社祭神との

対比も含め、賀茂の思考法の顕著な特徴が見られるやうに思ふ。

賀茂は、当時の「海外神社」に關しても独特の見方を有してゐた。賀茂百樹が大正八年創立の朝鮮神社の御祭神に關して、今泉定助、葦津耕次郎、肥田景之らとともに、朝鮮国土に關係の深いその建邦神を奉斎すべきである、と強く主張したことは良く知られてゐよう。⁽⁷⁷⁾ 賀茂は、昭和六年の五月から六月にかけて、陸軍省の命を受けて満洲・朝鮮に出張し、当地の「海外神社」や忠霊塔、納骨祠などに参拝し、その日記や記録、所感を書き残してゐる。⁽⁷⁸⁾ それらの中で賀茂は、「内地でも感じたことであるが京都辺の神社を樺太や台湾へそのまゝに建築することはどうか、地方味が表はれて居つて始めて自然であり地方にも適するのではないか、」と述べたり、満洲における神社建立が「内地人」のためだけに見えることを遺憾だとし、彼らに「敬神の道」を教化していくべきだと提言してゐるが、一方で、朝鮮の「俗習にはわが古神道の形式が鮮かに残つて居るではないか、」として、朝鮮人は日本の上古の如く姓氏を尊んでゐる点から「さうして氏祖即ち氏神を尊み、氏祖の廟の如きも永久の保存が講ぜられて居る。却つて日本の方がある意味に於て氏神を失つて居る」ことなどを挙げ、「この古神道の中には、われらが学ぶものまた神社の採るべきものが一、二ではあるまい。」といふやうに、虚心坦懷に現地の風俗を観察し、いはば人類学的な指摘も行なつてゐるのである。⁽⁷⁹⁾ 次にここで、賀茂百樹の仏教觀を窺ふ為、葦津耕次郎とのやりとりにも若干触れておかう。⁽⁸⁰⁾

昭和九年十月十九日、葦津耕次郎は仏教諸宗派管長をはじめ仏教界有志五十余名と懇談し、「日本国民倫理の中心たる神社と日本民族大多数の宗教たる仏教との密接なる融合」のため、靖國神社における仏教僧侶の正式参拝を提唱し、僧侶は一遍の回向でもすることが当然の責務と述べた。神道の「宗教性」を重視する耕次郎は、「英靈に感謝しその勲功を讃美するのが主体」である神社の「和魂」の祭に対して、仏教の回向、供養は「荒魂」を慰藉し向上せしむることが「主」でそれぞれ「持分」があり、神社では後者の面を忘却してゐると批判した。⁽⁸¹⁾

これに対し、当時病床にあつた賀茂百樹は談話を発表し、「元来、回向とは僧侶が己の所修の功德を回轉して期する所に趣向せしむることの謂であるから、云はゞ回向を勤むる者の功德を以て靈を行くべき所に落付かしめ、安堵せしむるのである。靖國神社の祭神は陛下の御拜によつて至上の神として安堵ましますのであつて、決して他人の回向を待たぬのである（中略）若しも仏教各宗の僧侶の参拝がかゝる神を導かんとするが如き態度を以て礼拝するのであるなら、我が国の祭祀の精神とは全く相容れざることである。かゝることに同意することは出来ぬ」、或いは「抑々神社の拝殿は国式国礼を以て神祇に感謝の至誠を表すべき建物である。断じて仏教の式典その他の宗教的儀式の許さるべきではないことは明瞭で、その点僧侶の側ではよく承知して居られることと思ふ。」と反論したが、僧侶の参拝そのものについては「今日仏教徒の参拝繁からんとし、殊に近く各派管長打ち揃つての参拝もあらんとこの報道を耳にするを衷心より欽ぶものに外ならない。」と言ひ添へてゐる。元来、賀茂が頑迷固陋な排仏論者ではなく、国学者として研究を深めてゐたことは、昭和十年の『仏教三百首』⁽⁸²⁾などを見ても良くわかるであらう。

また、賀茂は昭和五年、「神社対宗教問題」の渦中において、「神社の本質」について論じてゐる。⁽⁸³⁾ここでは、「宗教の定義」の不確定性に危惧の念を表しつつも、「神社は神霊の鎮座し給ふ所でわが民族宗教の中心をなし、皇祖の神詔に根柢し国体の完成と共に完成せられたものであるからその奉仕する祭祀には宗教的意識とその行為が濃厚に存続して居る。また更に熱烈なる至誠奉仕の結果として尊信敬仰の結果として、新しく宗教意識や宗教行為を起し且作りつゝある、神社の宗教行為には慥に新古二流が有つて活いて居ると思ふ。」と神社の宗教性に触れ、かつ新しい宗教意識の勃興についても言及してゐる。その上、「多く新列の神社に見る道德より発したる尊祖の念も、亦偉人崇拜も宗教意識まで進んだ所に云ひ得られぬ尊い所以のものがあると思ふ、道德を超越して宗教意識にまで進むの至誠は対神祇のみではない、明津御神として天皇をも斯く仰し尊信敬仰し奉るのである。」が故に、「惟神の大道は即天皇道^{すめらみち}で即人道で

有る」から、神社は本来のままに置き、その取り扱いにおいては他の「宗教」とは別とすべきと結論づけてゐる。⁽⁸⁴⁾

これまでくどくどと賀茂百樹の言説を並べ立てて来たが、畢竟、賀茂百樹の神道観と信仰、思想のエッセンスは、その号「中今亭」に籠められてゐる。賀茂は「神道は中今主義也」と言つて、「予はこの主義に安心立命す」と宣言してゐるのである。⁽⁸⁵⁾ここで賀茂は、「わが国語に中今と云ふ語あり、^{ナカイマ}中今は過去の今と将来の今との中間の今の義なり、自己の祖先と子孫との連鎖の一箇として祖先と子孫と一体たる理を明瞭に意識する語なり。」とその過去と将来を繋ぐ時間軸における「中今」の意義を説明し、次のやうに説いてゐる。

今の尊むべきことを知り中今の重き所以を認識して祖先神祇を崇敬し、祭祀を以て万機の根元とし克く忠に、克く孝に、清き高き大きき心、雄々しき功々にして行以て、人の本分を守り業務に努力し名誉權利憲法を重んずるは、一に子孫の為なるのみ、神祖の命を受継ぎ持ちて、碎励これ勤め、これ戒め、謬らず、悖らず、子孫に受け伝へしむる道、惟れ一向に神道の教なり、予はこれを神道は中今主義と云ふなり、而して予はこの主義に安心立命して疑ふことなきもの也。

「中今」とは『続日本記』の宣命に見える語（文武天皇即位の宣命に「遠天皇祖御世、中今至^{麻氏爾}」と記された例などがある）で、現在の時を称賛する意味の積極的な神学的説明がなされることもあるが、この賀茂百樹の「中今」の境地は、あくまで連続性を重視する中で自己の存在する「現在」を自覺的に位置づけたもので、単に自身の国学者としての素養のみから導き出されたものではないだらう。それは、単に今を生きる各々が自らの家の先祖と子孫を繋ぐ存在であるといふ認識だけではなく、近代日本国家全体の過去と将来の「結び目」となつて命を落とした、個々の

戦死者が祭神となつて合祀されていくといふ靖國神社の歴史を祭祀奉仕者として見つめ続け、その祭神と直接関係する遺族や軍人、さらには必ず間接的に関はるはずの「全国民」に、その祭神が「個別具体的」でありつつも「国家の神」であることを説き続けた、靖國神社宮司としての奉仕の日々の中から紡ぎ出されたものといへるのではないだろうか。

註

- (1) 靖國神社研究をはじめとする近年の日本における慰霊・追悼・顕彰研究の動向については、拙稿「日本における慰霊・追悼・顕彰研究の現状と課題」(『神社本庁教学研究研究所紀要』一二、平成十九年)を参照。近年の研究動向は、概ね次のやうに整理出来るのではないか。(1) 学界における慰霊・追悼・顕彰研究は、すでに小泉純一郎首相の初めての靖國神社参拝(平成十三年八月十三日)の以前から腰を据ゑて取り組まれたものが多く、決して政治的な付け焼き刃的なものが主流とはいへない。(2) 神道学や宗教学のみならず、歴史学・社会学・民俗学・文化人類学・政治学・法学など多彩な学問分野による戦死者(戦死者)の慰霊・追悼・顕彰に関する研究が活発化してゐる。(3) 諸分野による研究を横断し総合化する傾向、本格的な「共同研究」志向も顕著である。(4) 研究内容の傾向については、①従来の政教問題に関する視点も含めた「靖國神社問題」に関する言説やそれと密接に関連する靖國神社の戦後史研究、②民俗レベルにおける日本人の「慰霊」「追悼」「顕彰」そのものの問ひ直し、③全国各地(或は海外の場所も含む)の忠魂碑、忠霊塔、招魂社(護国神社)、「軍用墓地」その他の多岐に亘る形式の国内外の慰霊空間、施設などに関する歴史的・実態的研究、または地域や軍の各レベルにおける、「戦病死者」の招魂祭、公的葬儀(公葬)など日本の地域的(ローカル)な事象の掘り起こしと分析による社会史的なアプローチ、④「記憶」といふ分析概念やナショナルリズムの観点などとも関連付けられた、日本及び世界各国の慰霊・追悼・顕彰に関する諸施設の事例間における比較研究などが隆盛となつてゐる。なほ、この分野の近年の研究史としては、「軍用墓地」研究の現状と課題について『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇二「慰霊と墓」(平成十五年)を批評した、『歴史科学』一七九・一八〇合併号(二〇〇五年)掲載の荒川章二「軍用墓地研

究の課題」及び白川哲夫「軍用墓地（あるいは「戦没者慰霊」）研究の現状と課題」があり、忠魂碑、忠霊塔、戦没者墓碑、戦争記念碑、慰霊碑等の「慰霊空間」の最近の研究状況について、その意匠の観点から建築史や美術史などにより取り組まれたものも含めて言及したものと、本康宏史「慰霊碑研究の現状と課題」（『東アジア近代史』九、二〇〇六年）、さらに最新の研究史整理としては、西村明「戦後日本と戦争死者慰霊——シズメとフルイのダイナミズム——」等がある。

(2) 近年の諸研究の殆どは、大濱徹也のコメント「戦争と死をめぐる位相」『日本史研究』五〇一、二〇〇四年）でも触れられてゐるやうに、あくまで「靖国神社を相対化する」視点から行なはれてゐる。また、その研究対象についても最早、日本国家レベルの「慰霊」だけに留まらないものが主流となつてゐる。

(3) 東京招魂社並びに靖國神社に関する歴史的研究を行なつた論文は、『神道史研究』一五—五・六（昭和四十二年）の靖国神社特輯をはじめ、桑貞彦「東京招魂社について」（『神社協会雑誌』三四—四、六、昭和八年）、鳥巢通明「靖国神社の創建と志士の合祀」（千家尊宣先生古稀祝賀論文集・神道学会編『出雲神道の研究』神道学会、昭和四十三年）、小林健三・照沼好文「招魂社成立史の研究」（錦正社、昭和四十四年）、大原康男「神道指令の研究」（原書房、平成五年）第七章「靖国神社・護国神社に対する施策」、阪本是丸「国家神道形成過程の研究」（岩波書店、一九九四年）補論2「靖国神社の創建と招魂社の整備」、小堀桂一郎「靖国神社と日本人」（PHP新書、一九九八年）、武田秀章「靖国神社・護国神社と玉串料」（『神社本庁教学研究研究所紀要』一、平成九年）、春山明哲「靖国神社とはなにか——資料研究の視座からの序論——」（『レファレンス』六六六、二〇〇六年）、所功「靖国祭神」の用件と合祀の来歴」（『藝林』五五—二、平成十八年）等がある。また、近年「靖國神社の戦後史」を正面から取り扱つた注目すべき研究として、赤澤史朗『靖国神社——せめぎあう「戦没者追悼」のゆくえ——』（岩波書店、二〇〇五年）、三土修平『靖国問題の原点』（日本評論社、二〇〇五年）の両書がある。さらに地方の招魂社・護国神社に関する研究は、本康宏史「軍都の慰霊空間——国民統合と戦死者たち——」（吉川弘文館、二〇〇二年）や今井昭彦『近代日本と戦死者祭祀』（東洋書林、二〇〇五年）における諸論をはじめ、津田勉による「山口県護国神社の創建」（『山口県神道史研究』八、平成八年）や「幕末長州藩に於ける招魂社の発生」（『神社本庁教学研究研究所紀要』七、平成十四年）等の一連の研究をはじめ、梅田欽治「栃木県護国神社の設置と地域社会」（『地方史研究協議会「宗教・民俗・伝統——社会の歴史的構造と変容——」雄山閣、一九九五年）、坂井久能「神奈川県護国神社の創建と戦没者慰霊堂（上）（下）」（『神道宗教』一七四、一七五、平成十一年）、岸本寛「戊辰戦争

と招魂祭——鳥取招魂社起源——」（『鳥取地域史研究』四、平成十四年）、草間孝廣「箱館戦争の招魂祭儀と社人——江差招魂場の事例から——」（『神道宗教』一九九・二〇〇、平成十七年）、今村あゆみ「神葬祭から「招魂」へ——京都東山霊明社における招魂の変遷——」（『史泉』一〇三、二〇〇六年）等、これも多くの考察がある。このやうに見ていくならば、当該分野には研究蓄積が豊富にあるやうに見えるが、その多くが招魂社や靖國神社の創建期か占領期、戦後の時期を考察対象としたものである。

- (4) 近代の靖國神社に関する史料の全体像も未だ明らかではない。刊行されてゐる賀茂百樹編『靖國神社誌』（靖國神社、明治四十四年）、『靖國神社百年史』資料篇上・中・下・事歴年表（靖國神社、昭和五十八、五十九、六十二年）は、第一に繙くべき基本的文献であるが、これとでもしつかりと読み込んだ研究は少ないのが現状である。ましてや公文書や関連する原資料に直接当たつて考察してゐる研究は極めて少ない。また、平成十九年二月二十日に、千二百頁超に亘る大部の資料集として国立国会図書館調査及び立法考査局編集『新編 靖國神社問題資料集』（国立国会図書館発行）が刊行されたが、「靖國神社問題」の資料といふ性格から、その殆どが戦後の資料で占められてゐる。近代の資料としては、法令や既知の資料以外にこれまで非公開だった靖國神社所蔵資料の一部も収録されてゐるが、それは『靖國神社合祀者資格審査方針綴』等、合祀関係に特化したものに限られてをり、国立公文書館や防衛省防衛研究所図書館などに所蔵される公文原簿類は収載されてゐない。この資料集の概要については、同書解題の春山明哲「『新編 靖國神社問題資料集』刊行の経緯と収録資料の概要——靖國神社の近現代史に寄せて——」を参照。

- (5) 国家神道の研究史に関しては、さしあたり、葦津珍彦著・阪本是丸註『新版 国家神道とは何だったのか』（神社新報社、平成十八年）所収の齊藤智朗「解題Ⅱ『国家神道とは何だったのか』と国家神道研究史」等を参照。

- (6) 村上重良『国家神道』岩波新書、一九七〇年）一八五頁。

- (7) 川村邦光「靖國神社と神社の近代」（川村邦光編著『戦死者のゆくえ』青弓社、二〇〇三年）。ほぼ同内容の論考に「神社の近代——祭祀と宗教の間をめぐって——」（竹沢尚一郎編『宗教とモダニティ』世界思想社、二〇〇六年）があり、また、この他、最近のものとして「戦死者の亡霊と帝国主義——折口信夫の弔いの作法から——」（鎌田東二編著『思想の身体 霊の巻』春秋社、二〇〇七年）などがある。

- (8) 前掲、阪本是丸『国家神道形成過程の研究』と山口輝臣『明治国家と宗教』（東京大学出版会、一九九九年）。

- (9) 葦津珍彦著・阪本是丸註『新版 国家神道とは何だったのか』（神社新報社、平成十八年）や前掲、阪本是丸『国家神

道形成過程の研究」。

- (10) 前掲、村上重良『国家神道』。
- (11) 島蘭進「国家神道と近代日本の宗教構造」『宗教研究』三三一九、二〇〇一年。
- (12) 拙稿「国家神道体制成立以降の祭政一致論―神祇特別官衙設置運動をめぐって―」(阪本是丸編『国家神道再考―祭政一致国家の形成と展開―』弘文堂、平成十八年)を参照。
- (13) 村上重良『慰霊と招魂』(岩波新書、一九七四年)「まえがき」。
- (14) 前掲、村上重良『国家神道』一八五頁。
- (15) 前掲、阪本是丸『国家神道形成過程の研究』「補論2 靖國神社の創建と招魂社の整備」。
- (16) 阪本是丸「『国家神道体制』と靖國神社―慰霊と招魂の思想的系譜・序説―」(『神社本庁教学研究紀要』一二、平成十九年)。
- (17) 『靖國神社百年史』資料篇下、第一五「靖國神社の維持管理」等。
- (18) 『靖國神社百年史』資料篇上、一〇二―一〇三頁。
- (19) 『靖國神社百年史』資料篇上、一二三頁。
- (20) 明治末から大正・昭和戦前期にかけての神祇特別官衙設置運動、とりわけ「神社行政統一」の方向性に関しては、前掲、拙稿「国家神道体制成立以降の祭政一致論―神祇特別官衙設置運動をめぐって―」において詳しく論じてゐる。
- (21) 防衛省防衛研究所所蔵『陸軍省大日記類』大日記甲輯・大正八年「神祇二関スル特別官衙設置ニ関スル件」、国立公文書館所蔵『公文雑纂』大正八年・第十四卷「神祇尊崇ニ関スル件及神祇二関スル特別官衙設置ニ関スル請願ノ件」。
- (22) 『陸軍省大日記類』大日記甲輯・大正八年「神祇二関スル特別官衙設置ニ関スル件」。
- (23) 『陸軍省大日記類』大日記甲輯・大正八年「神祇二関スル特別官衙設置ニ関スル件」。前掲、拙稿「国家神道体制成立以降の祭政一致論―神祇特別官衙設置運動をめぐって―」三七一頁においては、この二つの考証資料はどちらも賀茂百樹によつて作成されたものと記述してゐたが、もう一度精査したところ、前者は無署名で「陸軍」罫紙のペン書きであることから陸軍の人間によるものであると思はれ、後者は「靖國神社」罫紙に筆で書かれ、末尾に「賀茂百樹」の署名と印があるため、この二つの考証資料は別人の作成と考へられる。両資料が連続して綴られてゐたため、短絡的な思ひ込みをしてゐたやうである。ここに訂正して置きたい。但し、これによつても前掲拙稿の論旨には少しも影響しない。

- (24) 前掲、川村邦光「神社の近代―祭祀と宗教の間をめぐる―」。前掲、拙稿「国家神道体制成立以降の祭政一致論―神祇特別官衙設置運動をめぐる―」四〇八頁を参照。
- (25) 賀茂百樹「神祇官は何故に設置せねばならぬか?」(『全国神職会会報』一八九、大正三年)。拙稿「大正・昭和戦前期における祭政一致観の相克―八神殿奉斎論をめぐる―」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四十三号・平成十八年)を参照。
- (26) 『全国神職会沿革史要』(全国神職会、昭和十年)を参照。
- (27) 『靖國神社百年史』資料篇上、一四九―一五六頁。
- (28) 『靖國神社百年史』資料篇中、九一―九二頁。
- (29) 国立公文書館所蔵『各種調査会委員会文書』行政調査会書類「一行政調査会ニ関スル件(上奏原議)」。以下、行政調査会については本文書に拠る。
- (30) 『各種調査会委員会文書』「行政調査会書類・十二幹事会小幹事調査案」所収「三、靖國神社ヲ内務大臣ノ管轄ニ移スコトニ関スル小幹事会調査案」(大正十四年六月十七日)。
- (31) 『各種調査会委員会文書』「行政調査会書類・二十五陸軍省幹事提出議案」所収「七、靖國神社ヲ内務省移管ニ対スル意見(同第七号)」、「八、靖國神社移管後ノ措置ニ関スル件ニ対スル意見(同第八号)」。
- (32) 前掲、赤澤史朗『靖國神社―せめぎあう<戦没者追悼>のゆくえ』二〇―二三頁。
- (33) 前掲、村上重良『慰霊と招魂』「まえがき」。
- (34) 『靖國神社百年史』資料篇上、一五六頁。なほ、昭和戦前期においても未だ靖國神社の内務省移管論は熾り続けている模様である。森田義良「地方靖國神社の建設」(『皇国時報』四五二、昭和七年四月十一日付)等を参照。
- (35) 賀茂百樹を含め、近代における靖國神社宮司の略歴については、『靖國神社百年史』資料篇下、三一六―三一九頁。その他、賀茂百樹の略歴については、井関九郎『近世防長人物誌』地(『現代防長人物誌』発展社、大正六年、マツノ書店、昭和六十二年)一六頁、吉田祥朔『近世防長人名辞典』(財団法人山口県教育会、昭和三十二年)八七頁、末弘錦江『防長人物百年史』(山口県人会、昭和四十一年)一三三頁、等を参照。『靖國神社百年史』以外は生年を明治元年のものと記してゐるなど、年代の異同が多い。最も詳しい履歴が記されてゐるのは、稻荷神社宮司・高山昇を中心に、皇典

講究所専務理事・桑原芳樹、陸軍中将・谷田文衛、海軍少将・横山正恭、氣比神社宮司・樺本憲昌、津島神社宮司・吉村清享が関与し、賀茂百樹の還暦祝ひとして出版された祝詞集（歌、詩、俳句、書）の『寄祝』（編輯兼発行人・吉村清享、昭和四年）に掲載されてゐる「加茂百樹大人履歴の概要」（昭和三年十一月に賀茂自身が自ら記したもの）である〔本書は阪本是丸・國學院大學教授御所蔵の物を御貸与戴き参照することができた。ここに満腔の感謝を申し述べたい〕。また、賀茂百樹『中今亭雜歌』（中今亭、昭和十四年）は歌集であるが、その歌の並びは年代順になつてをり、歌の内容やその詞書から多少なりとも百樹の伝記的情報が得られる。同書には「中今亭編著目録」も掲載されてをり、靖國神社関係以外の著述の名称の大体が知られる。なほ、先代宮司の賀茂水穂は遠江国浜名郡雄踏郷金山彦神社祠官・賀茂鞆音の子で、戊辰戦争で従軍活動を行なつた報国隊の出身であり、同じ「賀茂」でも百樹とは無関係である。静岡県神社庁編集『明治維新静岡県勤皇義団事歴』（静岡県神社庁、昭和四十八年）、静岡県編纂『静岡県人物志』（臨川書店、昭和四十九年）三一一―三一二頁などを参照。

(36) 賀茂百樹は、明治三十六年九月十一日に全国神職会顧問を嘱託され（三十八年九月の規約改正まで）、さらに靖國神社宮司の賀茂水穂が四十二年二月二十八日に病歿した後、同年三月二十九日に宮司に任ぜられると、同年七月二十九日に賀茂水穂の後任として同会幹事に就任し、大正九年には協賛を嘱託された。同会の財団法人化に際しては特別委員（中央委員）の一人となつて大正十五年十月十二日の認可に寄与し、昭和二年六月十八日には同会内に設置された神社制度調査委員会の常務委員を嘱託された（同年八月二日に特別委員）。同会の理事こそ務めなかつたが、昭和八年五月二十三日には顧問を委嘱されてゐる。『全国神職会沿革史要』（全国神職会、昭和十年）を参照。なほ、賀茂は、勅令を根拠として官制が定められた、大正十二年の神社調査会や昭和四年の神社制度調査会の委員にも任じられてゐる。但し、後者の神社制度調査会では総会に出席するのみで、特別委員会で持論を展開するといふ場面は無かつた（『神社制度調査会議事録』①②③、神社本庁、平成十一―十三年）。

(37) 前掲「加茂百樹大人履歴の概要」に拠れば、「初め神宮皇學館に入りしも、志望せる学科ならざりしを以て中止せしなり」といふ。賀茂百樹『中今亭雜歌』二四八頁には、「師御巫清直翁の三十二年祭に 夏山」との詞書による大正十四年の一首「わが大人の広き御蔭を夏山の青葉の下に立ちしぬぶかな」が掲載されてゐる。また、賀茂百樹は、「神宮御式年について所感の二三」（『神社協会雜誌』二八一―一〇、昭和四年）において、「神宮は皇宮に対する名で皇宮の御延長であるから後世の檀原神宮、明治神宮等の今日の法規上において神社に属する神宮とは大に其内容を異にして居るのである。」

或いは「神宮は皇宮の御延長にまして神朝廷である」と述べてゐるが、これは御巫清直における学問の一特質である「神朝廷論」を想起させるものである。吉川竜実「御巫清直の神宮観——特に神朝廷論を中心として——」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊八、平成五年）、中野裕三「近代神宮への道程——御巫清直の思想と古儀復興——」（阪本是丸編『国家神道再考——祭政一致国家の形成と展開——』弘文堂、平成十八年）等を参照。

(38) 神宮教との関係は、白井田八幡宮の社家出身で実兄の藤井稜威（嘉永六年～明治三十一年）の影響下にあつたためと推測される。稜威は近藤芳樹、野村真幸の門に入つた国学者で、神宮教会第十五教区広島本部長や神宮教校長を務め、『神宮教会要旨』首巻（第五（明治十七年））、『神宮教会教徒心得』（明治十八年）、『神宮教立教大意述義詳解』（神宮教校蔵版、明治二十七年）等、神宮教関連の著作を数多く残してゐる。

(39) 前掲、賀茂百樹『中今亭雑歌』四六頁の明治三十五年の詞書に「神宮奉斎会の理事するところ麹町二番町の寓居にて」とある。賀茂百樹「神宮叢典に就て」（『養徳』二一七、二一八、明治三十六年）では、「かの禁河書と云ふ神宮に関する一切の書籍を採採して神宮全書又は神宮叢典などいふ名の下に網羅し出版する」として、神宮奉斎会の業務のための書籍目録を掲載してゐる。なほ、この『養徳』といふ雑誌は神宮奉斎会内の養徳社が発行所となつてゐる。

(40) 前掲、賀茂百樹『中今亭雑歌』七八頁には、明治四十二年の「四月はじめ靖國神社に就任し国なる父におくりける歌」として「靖國の神の社に今日よりはいやとこしへに仕へ奉らむ」「宮柱底つ岩根の動きなく心ふりたて、仕へ奉らむ」の二首が掲載されてをり、宮司就任当初の心意氣が窺へる。

(41) 『皇國時報』七七九、昭和十六年五月十一日付に賀茂百樹の訃報が掲載されてゐる。

(42) 前掲、賀茂百樹『中今亭雑歌』二三頁の、明治二十七年、「縣居翁の世継となりて」の詞書のある一首として「おふけなく身の弱肩に太縋かけてまつると我思ひきや」がある。また、三三頁の明治二十九年には、「五月九日品川なる縣居の奥津城に後嗣報告祭を行ひ高輪の平清にて直会の宴をひらく会するもの羽倉光表、平田盛胤、丸山作樂、高木正年、井上頼國、鈴木重嶺、賀茂水穂、鷹森茂、浅羽茂樹、吉岡徳明、福原季連、桑原芳樹等の諸氏なり鈴木翁はじめ人々歌あり己は」として「吾大人のみたまたまはり真心を極め尽さな家の名たゝす」の一首を認め、さらに続いて「明治二十七年七月より母なる人には月々のもの贈りて有りしを今年斯く報告祭行ひて十二月二十六日贈位の位記文によりて岡部の姓を賀茂には改めしなり」といふ詞書の歌「勅なれば霊もかしこめ家の風ふき起さむと思ふばかりぞ」を載せてゐる。これらによつて百樹の賀茂家継承の経緯の大体が知られる。後嗣報告祭の直会に参集した国学者の錚々たる顔ぶれには、

さすが賀茂家の継承者と思はせるものがあるが、百樹の前の靖國神社宮司で当時現役だった賀茂水穂の名が見えることも興味深い。

- (43) 賀茂百樹の宮司着任前に同名の書、山内岩雄編『靖國神社誌』(図書編輯社、明治三十八年)が出てゐるが、これは靖國神社の編纂物ではなく、靖國神社の概要を記した全四八頁ほどのものである。賀茂水穂宮司、鈴木寒之助主典らから聞き書きしたところも多くあつたといふが、「神社奉仕者の歌」として、青山清宮司、賀茂水穂宮司らの歌も掲載されてゐる。また、明治四十四年十一月には、『別格官幣社靖國神社一覽』(靖國神社社務所)といふ靖國神社の概略を記したコンパクトなパンフレットも刊行されてゐる。

- (44) 佐藤俊樹「社の庭―招魂社―靖國神社をめぐる眼差しの政治―」(『社会科学研究』五七―三・四、二〇〇六年)。佐藤は、招魂社―靖國神社の祭礼の分析から、「招魂社は江戸の寺社の様式を忠実になぞって創建されている。当時の東京の多くの住人には、「国家神道」の中心的な施設というより、神田明神と同位対立する寺社として見えていたと考えた方がよい。」、或いは「招魂社―靖國神社は少なくとも明治三十年代までは、かなり伝統的な神社であつた。」としてその「江戸情緒」性を指摘し、「悲劇と栄光は必ずしも二者択一ではない」「慰霊と祝祭は両立しうる」と述べるなど、招魂社―靖國神社の性格を近代的な「国家神道」的神社とのみ見なす短絡的かつ画一的な見方を避けてゐる点は注目される。但し、その主張の中でメルクマールとなつてゐる「明治四十年代」以降の大きな神社の変化については、「宗教」概念の成立過程や『靖國神社誌』の記述からの印象などを根拠にしてゐるが、もう少し当時の靖國神社の実態を精査した上で具体的な根拠が欲しいところであらう。

- (45) 佐藤俊樹は、「靖國神社は「招魂社」として愛されつづけただけではない。靖國神社は招魂社でもありつづけた。政府対民衆という図式がそうであるように、「招魂社」が語られるときには、「靖國」的なものと対立させられることが多い。あるいは、『神社誌』がそうしたように、「靖國」的なものが語られるときには、「招魂社」はなかったことにされたり、「靖國」のあくまでも一部として、例えば「靖國」が民衆に支持されていた証拠とされることも多い。けれども、二つの顔は対立するものでも補完するものでもなく、本当は二つで一つのものとして、根元でつながっていたのではなからうか。戦前前半期も、その後も、漱石らが描いた祭の姿と鏡花の描く祭の姿は明と暗というより、あわせて一つであり、そういう意味でも『神社誌』の語る靖國神社のイメージは一面的なのだと思う。」と述べてゐる。前掲、佐藤俊樹「社の庭―招魂社―靖國神社をめぐる眼差しの政治―」を参照。

- (46) 前掲、賀茂百樹『中今亭雜歌』七九頁。
- (47) 防衛省防衛研究所所蔵『陸軍省大日記類』式大日記・明治四十五年「貳大日記六月」「靖國神社誌出版の件」。
- (48) 賀茂百樹「死して護国の神と成らむと欲するは日本民族の特性なり」(『全国神職会会報』一三〇、明治四十二年)。また、賀茂は、この翌年には「皇国の御国体のことを樹に比喻へて御談」した『日本魂の生る樹の談』(賀茂百樹、明治四十二年)を刊行してゐる。
- (49) 賀茂百樹編『靖國神社事歴大要』(国晃館、明治四十四年)。
- (50) 賀茂百樹は、陸軍士官学校内の雄健神社鎮座奉祝祭における講話を掲載した「雄健神社について」(『全国神職会会報』二三〇、大正六年)でも、「戦争の目的とする所は平和の為に悪を懲すを本意とし所謂古言の『言向け和し服はしむる』のであります、」とその平和觀を吐露し、さらに、明治天皇の御製「国の為あたなす仇は砕くともいつくしむべき事な忘れそ」を挙げ、「我武道の本意として敵を殺すを以て目的とはなしませぬ。従つて血祭など慘酷なることは日本武士道には有りませぬ、又この正しき武士道を守り給ふ軍神として、假令敵と云へども徒に之を殺すことを悦び給はざるは勿論のことであります。」と述べてゐる。
- (51) 賀茂百樹「靖國神社の例祭日を国の休日と定め國民をして報効の実を挙げ、国防の念を起さしめ、尚武の風を振作せられたき議」(『神祇及神祇道』四一二、大正十四年)。「靖國神社百年史」資料篇上にも、作者名や日付を欠くが、同様の史料が掲載されてゐる。『靖國神社百年史』資料篇上に掲載された史料については、前掲、小堀桂一郎『靖國神社と日本人』一〇三頁以下、前掲、川村邦光「靖國神社と神社の近代」でも触れられてをり、両氏は「大正十年以降のもの」(小堀)、「一九二二年(大正十年)ごろ」(川村)と推定してゐるが、『神祇及神祇道』の記事における櫻井東花の記す前書きに「左の一編は賀茂宮司が本年三月上旬特に加藤総理大臣及び陸海軍大臣を初め、廟堂に進言したる意見書にして、時節柄國家の爲め重要な案件なりと信ずるを以て、本誌に掲載することゝしたり尤も靖國神社の例祭日を國の祭日とするの件は、嘗て屢々全國神職会等に於ても建議せられたる処にして、殆ど我が神祇道界に於ける輿論なりと云ふ可し。然るに『祭日』を『休日』となすは、甚だ力なき言ひ様の如くなれども、右は種々の事情ありて差当り『休日』となすも、其精神に於て國家的祭日の意義あらば、との意見にて提議せられたるものなりと。」とあることから、作成者は宮司の賀茂百樹であり、作成時期は大正十四年三月上旬頃であることが知られる。
- (52) 前掲、川村邦光「靖國神社と神社の近代」一三二頁。

- (53) 賀茂百樹「戊辰殉難者回顧」(『神社協会雑誌』二七—六、昭和二年)。
- (54) 賀茂百樹「国家の生命と靖國神社祭神(上)」(『皇国時報』四五三、昭和七年四月二十一日)。
- (55) 賀茂百樹「靖國神社臨時祭に臨みて」(『皇国時報』五六〇、昭和十年四月十一日付)。なほ、丸山泰明「八甲田山雪中行軍遭難事件と靖國神社合祀のフオークロア」(川村邦光編著『戦死者のゆくえ』青弓社、二〇〇三年)は、八甲田山雪中行軍遭難事件の遭難死者が靖國神社に合祀されたとする怪談話などの語りを分析し、その理由を「当時の陸軍が遭難事件の死者を「戦死者」に準じるものとして、ナショナルリズムの磁場のなかで意義づけて扱っていった」と述べてゐる。
- (56) 前掲、賀茂百樹「国家の生命と靖國神社祭神(上)」。
- (57) 白川哲夫「招魂社の役割と構造——戦没者慰霊」の再検討——(『日本史研究』五〇三、二〇〇四年)。なほ、陸軍中将・堀内文次郎は昭和二年十月二十日の靖國神社例大祭のラヂオ放送において、世界各国における「戦死者の招魂祭」の例を数々挙げつつ、対比する形で靖國神社祭祀の重要性を語つてゐる(『忠魂の尊崇と国民精神』『皇国』三四九、昭和三年)。さらに、栗津賢太「戦没者慰霊と集合的記憶——忠魂・忠霊をめぐる言説と忠霊公葬問題を中心に——」(『日本史研究』五〇一、二〇〇四年)には、忠霊塔の意義づけや解釈に英仏米独伊の例を持ち出してゐるとして、昭和十四年において『東京日日新聞』に発表された各種記事を紹介してゐる。
- (58) 前掲、村上重良『慰霊と招魂』「まえがき」。
- (59) 『靖國神社百年史』資料篇上、四〇九—四一〇頁。
- (60) 芳賀矢一「靖國神社祭日を大祭日にかへられたし」(『神社協会雑誌』四—四、明治三十八年)。
- (61) 国立公文書館所蔵『枢密院文書』「靖國神社臨時大祭二際シ全国民黙禱ノ時間設定並健康週間実施方内閣書記官、同正副議長顧問官へ通知」。
- (62) 大東亜戦争開戦間近の時期においては、外国の慰霊施設と対比する視点ではなく、その相違点を強調する言説となつていく。賀茂百樹に続いて靖國神社宮司となつた鈴木孝雄は、「国家に身を捧げられた御方の御霊を護国の神として崇め祀られるといふ事は日本以外には絶対ないのであります。外国には無名戦士の墓といふのがありますが、それは戦争で死んだ将兵の霊を慰めるために建立せられた記念碑でありまして、神としてまつるためのものではありません。」と述べてゐる。『靖國神社のお話』(靖國神社社務所、昭和十六年)「遺族の方々へ」七一頁。

- (63) 『靖國神社祭神祭日曆略』（靖國神社社務所、昭和七年）。
- (64) 防衛省防衛研究所所蔵『陸軍省大日記類』式大日記・明治四十三年乾「貳大日記十月」・「祭神名簿索引編纂の件」。
- (65) 前掲、大濱徹也「コメント 戦争と死をめぐる位相」。また、菅浩二は、「紛れもなく個別・具体的人格神である靖國神社御祭神も、全体・普遍性への「通路」たる神格とは見ることはできないか。」と指摘してゐる（国際宗教研究所編『新しい追悼施設は必要か』ぺりかん社、二〇〇四年、三五頁）。この言の前提には、和辻哲郎『尊皇思想とその伝統』（岩波書店、昭和十八年）の「神代史において最も活躍している人格的神々は、後に一定の神社において祀られる神であるにかかわらず、不定の神に対する媒介者、すなわち神命の通路、としての性格を持っている。」（『和辻哲郎全集』第十四卷、岩波書店、一九六二年、三〇頁）などの記述が念頭に置かれてゐる。
- (66) 『靖國神社臨時大祭に方りて』（陸軍省調査班、昭和七年四月）。
- (67) 陸軍大臣官房・海軍大臣官房監修『靖國神社忠魂史』（靖國神社社務所）。全五卷五千余頁。陸海軍省に諮り共同の編纂委員を任じ、境内に編纂所を設けて昭和八年一月より着手し、順次、第五卷（八年九月十八日）、第二卷（九年六月十五日）、第三卷（九年十月十五日）、第四卷（十年二月十一日）、第一卷（十年九月二十日）を発行した。「維新前紀」から「満洲上海事変」の間（うち第二卷―第四卷は日露戦役）の祭神の事蹟を記載する。
- (68) なお、精神総動員資料研究会編纂『靖國神社に合祀されたる護国の女神四十八柱全傳』（明治天皇聖徳奉讃会、昭和十二年）は、「本書の刊行は、かねて陸海軍大臣官房監修のもとに靖國神社に於て編纂中の『靖國神社忠魂史』の編纂委員たりし梅原貞康氏の好意に依り、氏が多年の日時を費して調査蒐集されたる貴重なる文献に基づいて謹録せるものでありまして、靖國神社当局及び梅原氏に対しては国家の為め深く感謝の意を表する次第であります。」とある。『靖國神社忠魂史』は、個別的な祭神を偲び、顕彰する場合に基礎的な文献と位置づけられてゐたのである。
- (69) 『靖國神社御祭神遺族の栞』（靖國神社社務所、昭和十年、昭和十二年四版発行）。
- (70) 鈴木貞美『「生命」で読む日本近代―大正生命主義の誕生と展開―』（NHKブックス、一九九六年）等を参照。同書二六七頁では、「生命主義の特徴」の一つに、「要素還元主義をとらず、全体主義（ホーリズム）に向かう。」ことが挙げられ、「その「全体」は宇宙、生物、人類、アジアなどの地域、国家、民族、社会、郷土、共同体、家族、個人など、いかなる水準もとりのうる。」と指摘されてゐるが、その点では若干ながら賀茂の言説も親和性があるといへなくもない。
- (71) 対馬路人・西山茂・島蘭進・白水寛子「新宗教における生命主義的救済観」（『思想』六六五、一九七九年）等を参照。

- (72) 賀茂百樹「神職道心得書」(『神社協会雑誌』二四—四、大正十四年)。賀茂百樹『神祇解答宝典』(肇国神祇聯盟、昭和十七年)の附録にも「神職道」心得書」が掲載されてゐるが、「神職之心掛」の冒頭は「神職は祭神の侍従長たり。」といふ表現になつてゐる。
- (73) 賀茂百樹は、國學院編輯部『賀茂真淵全集』首巻、第五輯(吉川半七、明治三十九年)の「校訂者」となつてゐる。
- (74) 『登極令大要』については、所功「賀茂百樹講義『登極令大要』の紹介」(『京都産業大学世界問題研究所紀要』九、平成二年)を参照。
- (75) 賀茂百樹「大嘗に預る神祇」(『全国神職会会報』二〇〇、大正四年)。
- (76) 賀茂百樹『明治神宮と靖國神社の御関係』(有備会本部、昭和九年十二月二日発行)。
- (77) 『増補改訂 近代神社神道史』(神社新報社、昭和六十一年)一七〇頁、等を参照。なほ、海外神社における祭神の問題に関しては、菅浩二『日本統治下の海外神社—朝鮮神宮・台湾神社と祭神—』(弘文堂、平成十六年)が詳しい。
- (78) 賀茂百樹『満鮮紀行』(賀茂百樹、昭和六年九月十五日発行)。
- (79) 賀茂百樹「満鮮の神社について所感を述ぶ」(『皇国時報』四二四、昭和六年七月一日付)。また、「朝鮮民族間の古神道からわが神社を見る」(『皇国時報』四二六、昭和六年七月二十一日付)でも同様の指摘を行なつてゐる。
- (80) 葦津耕次郎「私の信仰と希望」、賀茂百樹「僧侶の参拝云々に就いて」(『皇国時報』第五四五号、昭和九年十一月十一日発行)。以下の両者の記述はこれに基づく。
- (81) 因みに、赤澤史朗『近代日本の思想動員と宗教統制』(校倉書房・昭和六十年)には、「葦津によれば、神仏融合こそ日本の本来の姿であり明治維新時の廃仏毀釈は誤った政策にほかならなかつた。」と記されてゐるが、葦津耕次郎の「私の信仰と希望」(『葦津耕次郎翁還暦記念出版 あし牙』葦牙会、昭和十四年にも所収)によれば、廃仏毀釈の歴史は「甚だ悲むべき」としつつも、「尤も、私は、明治維新以前の神仏融合が、真に両者の理想的な、結合関係であつたと申す訳ではありませぬ。」「然し、神仏の融合と云ふ事は、決して神社と仏教の混合を意味するものではありません。」「とも述べてをり、その「寛容性」は父・磯夫の潔癖性とはかなり異なる点ではあるものの、神仏の差異や区別も全く考へない單なる神仏融合(習合)礼賛論では無かつたことに注意すべきであらう。
- (82) 賀茂百樹『仏教三百首 附切支丹五十首』(御床治久、昭和十年十月二十九日発行)。これは、賀茂が同年七月下旬より三週間滞在した信州鹿教湯温泉においてつれづれなるままに詠んだものである。

(83) 賀茂百樹「所謂神社問題の三問題」(『神社に就いて諸氏の意見』皇典講究所、昭和五年)。

(84) 賀茂百樹が「平素からの信念そのもの」を語った病中の口述筆記である『私の安心立命』(神社本庁所蔵、活字化された冊子。「昭和九年十二月廿五日平癒祈願報賽の日」に記した賀茂百樹の「本書を公にするまで」が冒頭に掲載。十年四月付で贈呈の挨拶を記した謄写版による賀茂の手紙が挟まれている。)は、賀茂百樹のいはば「信仰体系」の集大成であるといへる。その中の「第十一 宗教について」では、「カムナガラ」の道は決して宗教を妨ぐるものでない、如何なる宗教でもその良い所をとつてそれを活かして行く道である。」として、「宗教がカムナガラ」の道に盾突いて来る場合はいざ知らず、カムナガラ」の道の方から衝突するが如き非道德的利己的のものでない。寧ろ彼等の良所は採つて助長して行くのである。例へば耶蘇の博愛も仏の慈悲の如きも人生には必要である、儒教の倫理の如き誠によく説いて居る。併し「君諫而不聴則去」など云ふことはわが臣道には無い殊に禅讓放伐は我がカムナガラ」の道と相容れぬ、そう云ふことは我國の儒道は捨て、居る。博愛は基督の専有でもない、慈悲は釈迦の説き始めたものでもない、倫理も孔子一人のものではない、人類の社会を成す処に自ら存するのである、彼等は当時の国状に應じて強調したまでである。」と述べてゐる。

(85) 賀茂百樹「神道は中今主義也」(『皇国時報』四四二、昭和七年一月一日付)。前掲、賀茂百樹『私の安心立命』においても、「カムナガラ」の道は中今思想^{ナカイマ}に立ち中今思想に存するのである。」として、「中今とは過去ありて過去を離れず将来ありて将来を離れず、その中間に存する今の義である。」と述べるとともに、「遠き祖も遠き子も自己と一体たる理を知つて自己現在の今は自己一人の今に非ずして、過去将来に連鎖せる今たる理を吾人の祖先は能く覚知して之を中今と称し、敬愛し、今は吉時^{ヨキキ}なり、今日は吉日^{ヨキジツ}の生日^{イシノヒ}の足日^{タツル}なり、今の代は足御代^{タタルミヨ}の豊御代^{トヨミヨ}なり、茂御代^{イカシノミヨ}の手長大御代^{タナカミ}なり、と祝福して御本系たる大生命の天皇に帰一し奉つたのである。」と語つてゐる。また、「中今思想」とは、「過去—現在—未来」といふ時間軸に繋ぎとめられる集団的な「記憶」としての「ネイション」(国民)概念の日本的展開と考へることも出来よう。ネイションについては、黒宮一太『ネイションとの再会—記憶への帰属—』(NTT出版、二〇〇七年)等を参照。